

火山影響等発生時における炉心冷却のための手順等について

1. 火山影響等発生時における炉心冷却のための手順等の流れについて

火山影響等発生時における炉心冷却のための手順フローを図1に示す。

火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源喪失が発生した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、ディーゼル発電機からの給電により蒸気発生器2次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。この場合、継続してディーゼル発電機の機能を維持する必要があるため、ディーゼル発電機にフィルタを取り付け、定期的に取り替・清掃を行う。(炉規則 83 条 第 1 号 ロ (1)に係る対応)

また、この状態において全てのディーゼル発電機の機能が喪失した場合は全交流動力電源喪失となるが、降下火砕物の影響により空冷式非常用発電装置からの代替受電が不可能なため、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。(炉規則 83 条 第 1 号 ロ (2)に係る対応)

さらに、タービン動補助給水ポンプによる給水ができない場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。(炉規則 83 条 第 1 号 ロ (3)に係る対応)

蒸気発生器2次側による炉心冷却の他に、火山影響等発生時に使用する通信連絡設備において、外部電源やディーゼル発電機の機能が喪失した場合においても、電源車による給電により通信連絡設備の機能を確保する。

これに加え、火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するため、緊急時対策所(指揮所)の居住性を確保する。

2. 層厚見直しにより変更となる手順

火山影響等発生時における炉心冷却のための手順の全体像を図1に示す。また、火山影響等発生時における炉心冷却のための手順等において、層厚見直しにより変更となる手順を図1の黄色点線で示す。層厚見直しにより「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)準備」、「通信連絡設備の確保」が(保安規定 添付2に記載している手順・作業)が変更となり、「ディーゼル発電機フィルタ取替・清掃」「蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)起動」は保安規定の手順の変更はないが、手順に関するタイムチャートが変更となる。

このうち、「ディーゼル発電機フィルタの運用を変更した内容」を別紙2、「蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性の見直しにより注水作業を変更した内容」を別紙3、「火山影響発生時に使用する設備の設置場所変更に伴って作業を変更した内容」を別紙4で説明する。

詳細手順の変更については、添付「大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較」に示す。

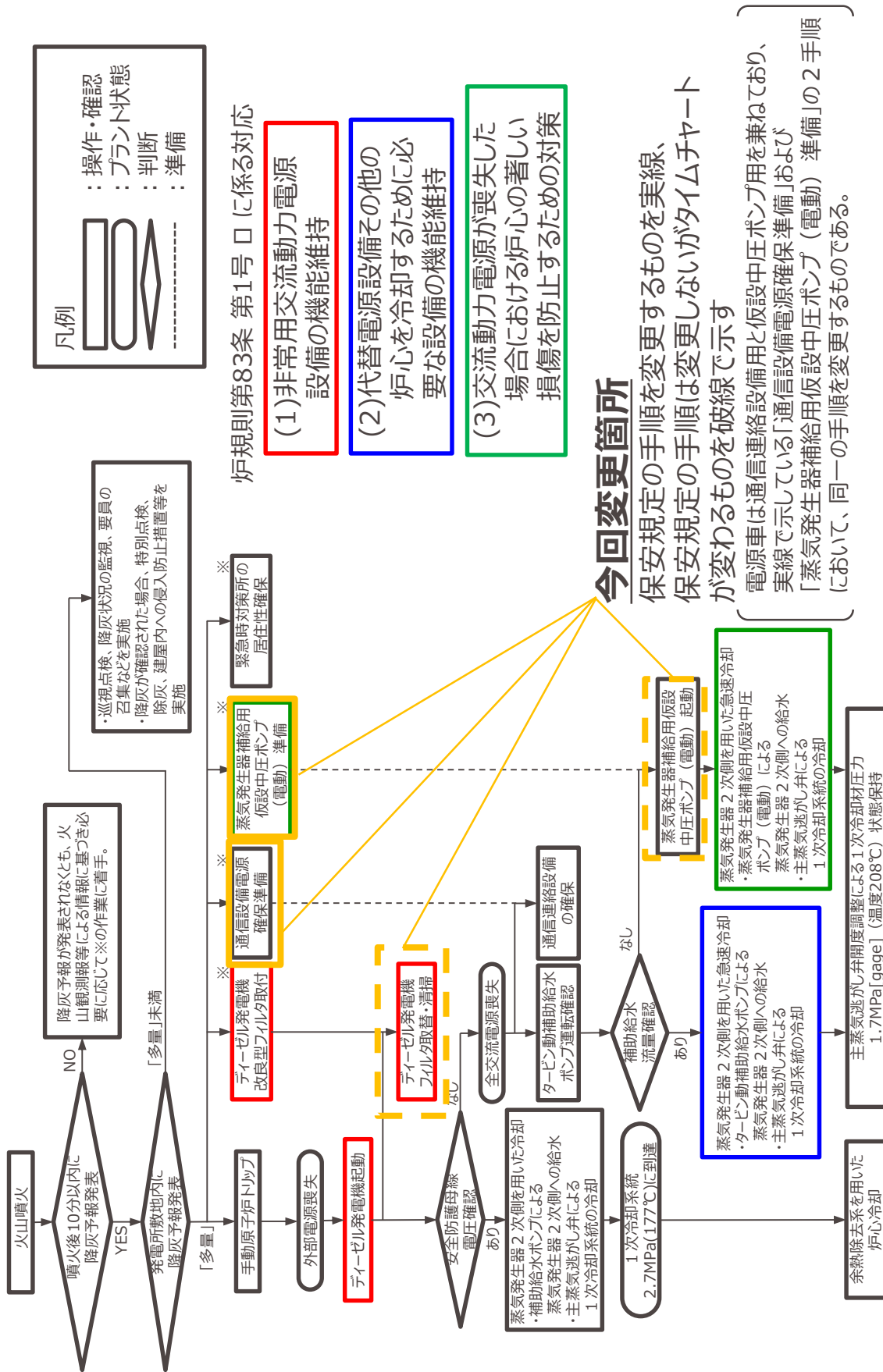


図1 火山影響等発生時における炉心冷却のための手順フロー

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変 更 後 (令和3年7月1日申請版)	理 由
<p>(2) デイゼル発電機の機能を用いた手順 「(1)b.対応手段と設備の選定の結果」を踏まえた対策の概略系統図を第6図に、対応手順の概要を第7図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. デイゼル発電機への改良型フィルタ取付 火山影響等発生時においてデイゼル発電機の機能を維持するための対策として、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付けるための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 デイゼル発電機改良型フィルタ取り付けの概略手順は以下のとおり。 第8図に概略図、第9図にタイムチャートを示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へデイゼル発電機の改良型フィルタ取り付けを指示する。</p> <p>②緊急安全対策要員は、デイゼル発電機の吸気消音器前まで移動する。</p> <p>③緊急安全対策要員は、吸気消音器付近に収納している作業に必要な資機材を準備する。</p> <p>④緊急安全対策要員は、既設フィルタを取り外す。</p> <p>⑤緊急安全対策要員は、吸気消音器前方に改良型フィルタを取り付ける。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・炉規則第83条第一号ロ (1)の要求である「火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関する」と。「デイゼル発電機の機能を用いた手順」については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変 更 後 (令和3年7月1日申請版)	理 由
<p>(2) デイザー発電機の機能を用いた手順 (続き)</p> <p>b. デイザー発電機による給電 火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源喪失が発生した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、デイザー発電機からの給電により蒸気発生器2次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 デイザー発電機は、外部電源喪失により自動起動し所内非常用電源に給電する。デイザー発電機が自動起動しない場合は、通常の運転操作により手動起動し所内非常用電源に給電する。</p> <p>c. 蒸気発生器2次側及び余熱除去系を用いた炉心冷却 火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源喪失が発生した場合は、炉心崩壊熱の除去を維持継続する必要があるため、デイザー発電機からの給電により蒸気発生器2次側及び余熱除去系による炉心冷却を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 蒸気発生器2次側を用いた炉心冷却に係る作業手順は、通常の運転操作による。 なお、水源は降下火砕物に対する健全性を確認した復水ピット及び消火水バックアップタンクを使用する。 余熱除去系を用いた炉心冷却に係る作業手順は、通常の運転操作による。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・炉規則第83条第一号ロ (1)の要求である「火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策にと。」に対する対策のうち、「デイザー発電機による給電」手順および「蒸気発生器2次側及び余熱除去系を用いた炉心冷却」手順については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

凡例 赤下線：層厚変更に伴う変更箇所
 青下線：変更前後の差異箇所
 緑文字：実際には記載のない補足記載

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変 更 後 (令和3年7月1日申請版)	理 由
<p>(2) デイゼル発電機の機能を用いた手順 (続き)</p> <p>d. デイゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、デイゼル発電機が起動した場合において、改良型フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃の手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 デイゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃の概略手順は以下のとおり。フィルタ取替に着手するタイミングは「補足説明資料-2 改良型フィルタのフィルタ取替の着手時間について」に記載する。 第10図に取替手順の概略図、第11図にタイムチャートを示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へデイゼル発電機改良型フィルタの時間監視、フィルタ取替・清掃を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、交換用フィルタを保管場所から所定の場所へ運搬する。 ③ 緊急安全対策要員は、フィルタの取替・清掃を実施する。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・炉規則第83条第一号ロ (1)の要求である「火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関する」と。「ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃」手順については、DNP層厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変更後 (令和3年7月1日申請版)	理由
<p>(3) タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却のための手順等 「(1)b.対応手段と設備の選定の結果」を踏まえた対策の概略系統図を第12図に、対応手順の概要を第13図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. タービン動補助給水ポンプを用いた炉心冷却 火山影響等発生時において、原子炉停止後、外部電源が喪失しディーゼル発電機から給電中に全てのディーゼル発電機が機能喪失となった場合は全交流動力電源喪失となるが、降下火砕物の影響により空冷式非常用発電装置からの代替受電ができない場合に、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 ア. 電源車による給電開始 「(4)b. (b)ア. 電源車による給電開始」による。</p> <p>イ. タービン動補助給水ポンプを用いた炉心冷却 作業手順は、設置 (変更) 許可添付書類十追補による。</p>	<p>手順変更なし</p>	<p>・炉規則第83条第一号ロ (2) の要求である 「(1) に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。」に 対する対策のうち、「タービン動補助給水ポンプを用いた炉心冷却」手順については、DNP層 厚変更を踏まえても作業手順の変更はない。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

凡例 赤下線：層厚変更に伴う変更箇所
 青下線：変更前後の差異箇所
 緑文字：実際には記載のない補足記載

変更前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変更後 (令和3年7月1日申請版)	理由
<p>(4) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動) を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却及び同ポンプの機能を維持するための手順等</p> <p>「(D)b.対応手段と設備の選定の結果」を踏まえた対策の概略系統図を第14図に、電源車による給電の概要を第15図に、対応手順の概要を第16図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動) への準備作業</p> <p>火山影響等発生時において蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動) の機能を維持するための対策として、電源車の移動及び電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンを設置、仮設ダクトの敷設・接続の手順を整備する。</p> <p>(a) <u>手順着手の判断基準</u></p> <p>(中略)</p> <p>(b) 作業手順</p> <p>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動) への準備作業の概略手順は以下のとおり。第17-1図、第18図にタイムチャートを示す。</p> <p>ア. 電源車による給電準備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車による給電準備を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、タービン建屋のオープンハッチャッターを開放し、電源車を保管場所からタービン建屋内へ移動する。 ③ 緊急安全対策要員は、電源車の燃料源となる軽油ドラム缶をタービン建屋近傍へ移動する。 ④ 緊急安全対策要員は、タービン建屋のオープンハッチャッターを閉止する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、電源車から安全メタクラまで電源ケーブルを敷設する。 ⑥ 緊急安全対策要員は、人用扉を開放し、タービン建屋に可搬式排気ファン及び仮設ダクトを設置する。 ⑦ 緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。 	<p>(1) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動) を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却および同ポンプの機能を維持するための手順等</p> <p>対策の概略系統図を第1図に、電源車による給電の概要を第2図に、通信連絡設備の電源系統の概要を第3図に、対応手順の概要を第4図に示すとともに、対策手順等を以下に示す。</p> <p>a. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動) への準備作業</p> <p>火山影響等発生時において蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動) の機能を維持するための対策として、電源車の移動および電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンの設置、仮設ダクトの敷設・接続並びに可搬式ダストサンプラ等を設置※1するための手順を整備する。</p> <p>(a) 作業手順</p> <p>蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ (電動) への準備作業の概略手順は、以下のとおり。第5-1図、第6図にタイムチャートを示す。</p> <p>ア. 電源車による給電準備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車による給電準備を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋※2のスライド扉※3を開放し、電源車を保管場所から原子炉周辺建屋※2内へ移動する。 ③ 緊急安全対策要員は、電源車の燃料源となる軽油ドラム缶を原子炉周辺建屋※2近傍へ移動する。 ④ 緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋※2のスライド扉※3を閉止し、人用扉を開く。 ⑤ 緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車から安全系母線に給電できるよう可搬式代替電源接続盤※4まで電源ケーブルを敷設・接続する。 ⑥ 緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。 ⑦ 緊急安全対策要員は、原子炉周辺建屋※2に可搬式排気ファンおよび仮設ダクトを設置する。 	<p>・炉規則第83条第一号ロ(3)の要求である</p> <p>「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のこと。」に対する対策のうち、「電源車による給電準備」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下線部のとおり作業手順を変更する。</p> <p>※1 電源車の設置場所を管理区域である原子炉周辺建屋に変更したことによる追記</p> <p>※2 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し</p> <p>※3 電源車の設置場所変更に伴う扉名称の見直し</p> <p>※4 電源車の設置場所変更に伴うケーブル接続箇所の見直し</p> <p>(「電源車による給電準備」の変更前後の⑥、⑦の順序については、建屋内内への降灰侵入低減を考慮し変更する)</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変 更 後 (令和3年7月1日申請版)	理 由
<p>b. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 火山影響等発生時において、全交流動力電源喪失となりタービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>第14図に概略系統図、第17-2図にタイムチャートを示す。</p> <p><u>(a) 手順着手の判断基準</u></p> <p>(b) 作業手順 ア. 電源車による給電開始 ① 発電所対策本部長は緊急安全対策要員に、当直課長は運転員等に電源車による給電開始を指示する。 ② 運転員等は、不要負荷をしゃ断器開放操作にて切り離す。 ③ <u>緊急安全対策要員は、安全系メタクラに電源ケーブルを接続する。</u> ④ 緊急安全対策要員は、電源車を起動し、運転状態を確認する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する ⑥ 運転員等は、メタクラ・パワーセンターへの給電操作を行い、母線電圧にて受電確認を実施する。</p>	<p>b. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却 火山影響等発生時において、全交流動力電源喪失となりタービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う際に、タービン動補給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>第1図に概略系統図、第5-2図にタイムチャートを示す。</p> <p>(a) 作業手順 ア. 電源車による給電開始 ① 発電所対策本部長は緊急安全対策要員に、当直課長は運転員等に電源車による給電開始を指示する。 ② 運転員等は、不要負荷をしゃ断器開放操作にて切り離す。 ③ <u>緊急安全対策要員は、可搬式メタクラ等を用いて、電源車周辺の空気中の放射線物質濃度に異常がないことを確認する※1。</u> ④ 緊急安全対策要員は、電源車を起動し、運転状態を確認する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。 ⑥ 運転員等は、メタクラ・パワーセンターへの給電操作を行い、母線電圧にて受電確認を実施する。</p>	<p>・炉規則第83条第一号ロ（3）の要求である 「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車による給電開始」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下線部のとおり作業手順を変更する。</p> <p>※1 電源車の設置場所を管理区域である原子炉周辺建屋に変更したことによる追記</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変更後 (令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号)	理由
<p>a. 緊急時対策所の居住性確保に関する手順等</p> <p>火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するため、緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。</p> <p>緊急時対策所（指揮所）は、1・2号炉原子炉補助建屋内に配置しているため、緊急時対策所（指揮所）の居住性は、<u>緊急時対策所（指揮所）扉を開放することにより居住性を確保する。概要を第19図に示す。</u></p> <p>(a) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(b) 作業手順 緊急時対策所の居住性確保のための概略手順は以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、緊急時対策本部要員へ緊急時対策所扉の開放を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所扉を開放する。</p>	<p>1. 緊急時対策所の居住性確保に関する手順等</p> <p>(1)対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>火山影響等発生時において、必要な数の要員を収容し、<u>緊急時対策本部</u>としての機能を維持するため、緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>緊急時対策所の居住性確保のために必要な設備として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット <p>が設置されているが、<u>降灰時においてはフィルタの閉塞が懸念されるため、上記設備は使用せず、緊急時対策所入口扉を開放し、仮設フィルタを設置することにより対応する。</u></p> <p><u>仮設フィルタ設置の概要を第1図に示すとともに、対策内容を以下に示す。なお、仮設フィルタは緊急時対策所内に保管・設置することとしており、フィルタ閉塞時は適宜フィルタの交換を行うことから、降下火砕物の影響を受けることはない。</u></p> <p>(2) 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>(3) 作業手順 緊急時対策所の居住性確保のために、<u>仮設フィルタを設置する手順は以下のとおり。第2図にタイムチャートを示す。</u></p> <p>① 発電所対策本部長は、仮設フィルタの取り付けを指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、<u>緊急時対策所扉を開放する。</u></p> <p>③ <u>緊急安全対策要員は、緊急時対策所扉(2箇所)に仮設フィルタを取り付ける。</u></p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第四号の要求である「前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。」に対する対策のうち、「緊急時対策所の居住性確保に関する手順等」については、<u>新緊急時対策所の認可(令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号)の際に変更後のとおり、手順を変更しており、火山灰層厚の増加によっても仮設フィルタの取り付け方法に変更はなく、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度を監視し必要に応じて仮設フィルタを取替えることに変更はないことから、手順の変更はない。</u></p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変 更 前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変 更 後 (令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号)	理 由
<p>b. 通信連絡設備に関する手順等 (a)対応手段と設備の選定の考え方 火山影響等発生時における通信連絡については、新規制基準対応として整備した設計基準準事故対処設備(重大事故等対処設備との兼用を含む。)の通信連絡設備のうち、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確認する。なお、発電所外への通信連絡設備については、災害時優先契約回線に加えて輻輳等による制限を受けない専用通信回線にも接続している。 (中略)</p> <p>(b)対応手段と設備の選定の結果 火山影響等発生時に使用する通信連絡設備は以下のとおり。発電所内外の通信連絡設備の概要を第20図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転指令設備(事故一斉放送装置) ・ 保安電話 ・ 加入電話、加入ファクシミリ ・ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX) ・ 安全パラメータ表示システム(SPDS)、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム ・ 携行型通話装置 <p><u>これらの設備については、降下火砕物堆積荷重に対して構造健全性を有する建屋内に設置されており、また有線系の通信回線を受することから降下火砕物の影響を受けない。</u> (中略)</p>	<p>2. 通信連絡設備に関する手順等 (1)対応手段と設備の選定の考え方 火山影響等発生時における通信連絡については、新規制基準対応として整備した設計基準準事故対処設備(重大事故等対処設備との兼用を含む。)の通信連絡設備のうち、降下火砕物堆積荷重に対して構造健全性を有する建屋内に設置されており、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確認する。なお、発電所外への通信連絡設備については、災害時優先契約回線に加えて輻輳等による制限を受けない専用通信回線にも接続している。 (中略)</p> <p>(2)対応手段と設備の選定の結果 火山影響等発生時に使用する通信連絡設備は以下のとおり。設備の概要を第3図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転指令装置(事故一斉放送装置) ・ 保安電話 ・ 加入電話、加入ファクシミリ ・ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX) ・ 安全パラメータ表示システム(SPDS)、SPDS表示装置及び安全パラメータ伝送システム ・ 携行型通話装置 <p><u>上記設備については、電源系統の概要を第4図に、電源車による給電の概要を第5図に示すとともに、対応手順等を以下に示す。</u> (中略)</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則第83条第四号の要求である「前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。」に対する対策のうち、「緊急時対策所の居住性確保に関する手順等」については、新緊急時対策所の認可(令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号)の際に変更後のとおり、手順を変更しており、火山灰層厚の増加によっても変更後に記載している考え方、設備を使用した対応を行うことに変更はない。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

凡例 赤下線：層厚変更に伴う変更箇所
 青下線：変更前後の差異箇所
 緑文字：実際には記載のない補足記載

br>

変更前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変更後 (令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号)	理由
<p>(c) 手順着手の判断基準</p> <p>ア. 電源車及び電源車（緊急時対策所用）(DB) による給電準備 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）により発電所への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後の10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想される場合。 なお、その後降灰予報が発表され、発電所への降灰が「多量」未満もしくは範囲外となつた場合は、体制を解除する。</p> <p>イ. 電源車及び電源車（緊急時対策所用）(DB) による給電開始 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉又は4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合、電源車による給電を開始する。 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、1号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合、<u>電源車（緊急時対策所用）(DB) による給電を開始する。</u></p> <p>(d) 作業手順 通信連絡設備への給電準備及び給電開始の概略手順は以下のとおり。 第17-1図及び第23-1図に給電準備のタイムチャートを示す。 第17-2図及び第23-2図に給電開始のタイムチャートを示す。</p> <p>ア. 電源車による給電準備 「(4) a. (b)作業手順」による。</p> <p>イ. 電源車（緊急時対策所用）(DB) による給電準備 ① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ電源車（緊急時対策所用）(DB) による給電準備を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、1・2号炉燃料取扱建屋のシャッターを開放し、電源車（緊急時対策所用）(DB) を保管場所から1・2号炉燃料取扱建屋内へ移動する。 ③ 緊急安全対策要員は、1・2号炉燃料取扱建屋のシャッターを閉止し、人用扉を開く。 ④ 緊急安全対策要員は、人用扉を通して電源車（緊急時対策所用）(DB) から緊急時対策所まで給電できるようにケーブルを敷設・接続する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、人用扉開口部にシート養生による目張りを実施する。 ⑥ 緊急安全対策要員は、燃料取扱建屋に可搬式排気ファン及び仮設ダクトを設置する。</p>	<p>(3) 手順着手の判断基準</p> <p>ア. 電源車による給電準備 気象庁が発表する降灰予報（「速報」又は「詳細」）によりおおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合又は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合。</p> <p>イ. 電源車による給電開始 火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉又は4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合、電源車による給電を開始する。</p> <p>(作業手順については、「電源車による給電準備」に記載のとおり)</p>	<p>・既認可保安規定の炉規則 第83条第四号の要求である「前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。」に対する対策のうち、「緊急時対策所の居住性確保に関する手順等」については、新緊急時対策所の認可(令和2年6月3日付け、原規規発第2006033号)の際に変更後のおり手順を変更しており、「電源車による給電準備、給電開始」および「電源車（緊急時対策所用）(DB) による給電準備、給電開始」については、「電源車による給電準備および給電開始」手順に集約されており、変更後の手順は前述のとおり。</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変更後 (令和3年7月1日申請版)	理由
<p>ウ. 電源車による給電開始 「(4) b. (b)ア. 電源車による給電開始」による。</p> <p>エ. 電源車 (緊急時対策所用) (DB) による給電開始 ① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車 (緊急時対策所用) (DB) による給電開始を指示する。 ② 緊急安全対策本部長は、不要負荷を切り離す。 ③ 緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンプラ等を用いて、電源車周辺の空気中の放射性物質濃度に異常がないことを確認する。 ④ 緊急安全対策要員は、電源車を起動し、運転状態を確認する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、可搬式排気ファンを起動する。</p> <p>ク. 電源車の燃料確保に関する手順等 火山影響等発生時における電源車の燃料確保については、軽油ドラム缶から燃料を抜き取り、給油することで燃料を補給する。 電源車の燃料確保の概略図を第25図に示す。 電源車の燃料を確保するために必要となる軽油ドラム缶による燃料補給の手順等を以下のとおり整備する。</p> <p>(a) 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動 火山影響等発生時において、降灰の影響を受けることなく燃料補給を行うため、運搬車両を用いて軽油ドラム缶をタービン建屋近傍へ移動させる。</p> <p>ア. <u>手順着手の判断基準</u> (中略)</p>	<p>(作業手順については、「電源車による給電開始」に記載のとおり)</p> <p>(3) 電源車の燃料確保に関する手順等 火山影響等発生時における電源車の燃料確保については、軽油ドラム缶から燃料を抜き取り、給油することで燃料を補給する。 電源車の燃料確保の概略図を第7図に示す。 電源車の燃料を確保するために必要となる軽油ドラム缶による燃料補給の手順等を以下のとおり整備する。</p> <p>a. 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動 火山影響等発生時において、降灰の影響を受けることなく燃料補給を行うため、運搬車両を用いて軽油ドラム缶を原子炉周辺建屋※5近傍へ移動させる。</p>	<p>・炉規則第83条第一号ロ (3) の要求である 「(2) に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「軽油ドラム缶の建屋近傍への移動」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下線部のおり作業手順を変更する。</p> <p>※5 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し</p>

大飯発電所 火山影響等発生時における手順の比較

変更前 (平成30年12月17日付け、原規規発第1812177号)	変更後 (令和3年7月1日申請版)	理由
<p>イ. 作業手順 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動の概略手順は以下のとおり。 第26図にタイムチャートを示す。 ① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に軽油ドラム缶のタービン建屋近傍への移動を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、運搬車両を用いて軽油ドラム缶をタービン建屋近傍に移動させる。</p> <p>(b) 軽油ドラム缶からの燃料補給 火山影響等発生時において、電源車の燃料を確保するための対策として軽油ドラム缶からの燃料補給を行う手順を整備する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準 (中略)</p> <p>イ. 作業手順 軽油ドラム缶からの燃料補給の概略手順は以下のとおり。 第27図にタイムチャートを示す。 ① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に軽油ドラム缶からの燃料補給を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、電源車の油量を確認し、必要に応じ燃料補給を実施する。</p>	<p>(a) 作業手順 軽油ドラム缶の建屋近傍への移動の概略手順は、以下のとおり。第8図にタイムチャートを示す。 ① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に軽油ドラム缶の原子炉周辺建屋※5近傍への移動を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、運搬車両を用いて軽油ドラム缶を原子炉周辺建屋※5近傍に移動させる。</p> <p>(「軽油ドラム缶からの燃料補給」作業手順については変更なし)</p>	<p>・炉規則第83条第一号ロ (3) の要求である 「(2) に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「軽油ドラム缶の建屋近傍への移動」手順については、DNP層厚変更を踏まえ、下線部のおり作業手順を変更する。</p> <p>※5 電源車の設置場所変更に伴う建屋名称の見直し</p>

層厚変更に伴うディーゼル発電機改良型フィルタの運用変更と
手順・タイムチャートへの影響について

1. ディーゼル発電機改良型フィルタの運用変更について

「3. 気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる運用の評価」において、ディーゼル発電機改良型フィルタに係る手順・時間への影響を以下に示す。

内容	作業手順	作業時間	着手時間
フィルタの取替 清掃	無 (フィルタの仕様を変更していないため、作業手順に影響はない)	無 (作業手順に変更がないため、作業時間に影響は無い)	<u>有</u> <u>(フィルタの基準捕集容量到達が変更となるため、取替の着手時間に影響がある)</u>

2. 手順・タイムチャートへの影響について

「3. 気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる運用の評価」ではフィルタ取替の着手時間を変更しており、変更前が 120 分だったが、変更後は 340 分でフィルタ取替を着手することとなっている。

噴火発生からのタイムチャートの前後表を以下に示す。フィルタ取替の着手時間の変更に伴い、1 回目のフィルタ取替に着手する時間は、変更前が噴火発生後から 3 時間(噴火発生から 60 分後に降灰が到達+フィルタ取替の着手時間 120 分=180 分)としていたが、変更後は噴火発生後から 6 時間 40 分後(噴火発生から 60 分後に降灰が到達+フィルタ取替の着手時間 340 分=400 分)となっている。また、フィルタ取替の間隔についても、変更前が 120 分間隔だったが、変更後は 340 分間隔となっている。

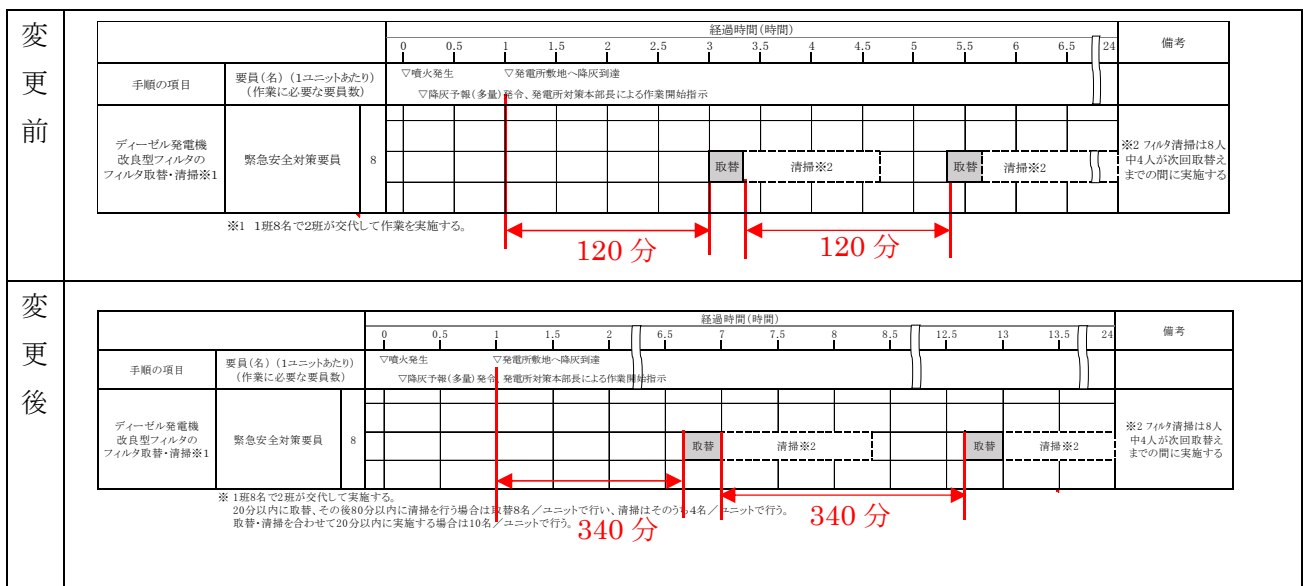


表 1 ディーゼル発電機改良型フィルタの取替・清掃におけるタイムチャート

蒸気発生器への注水による炉心冷却の成立性の見直しと
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）による注水作業の変更について

1. はじめに

火山影響発生時において、全交流動力電源喪失が発生した場合でも、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）（以下、「仮設中圧ポンプ」という。）により蒸気発生器へ注水することで、炉心の著しい損傷を防止できることについて確認しているが、層厚の見直しによる、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業の変更点を説明する。

2. 層厚見直し後の解析条件の変化について

火山影響発生時における対応手順が解析条件に影響する部分は「2次系強制冷却開始(主蒸気逃がし弁開)」であり、仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水準備の完了時間が設定条件となっている。この準備完了時間は、変更前が195分(原子炉トリップから180分)、変更後が275分(原子炉トリップから260分)となっている。

主な変更点として、火山灰の噴出規模の見直しに伴いディーゼル発電機改良型フィルタの基準捕集容量到達までの時間変更により、フィルタの閉塞(全交流電源喪失)発生時間が160分から240分に変更となっている。「3. 気中降下火砕物濃度の変更に伴い評価対象となる運用の評価(1)g.」を参照

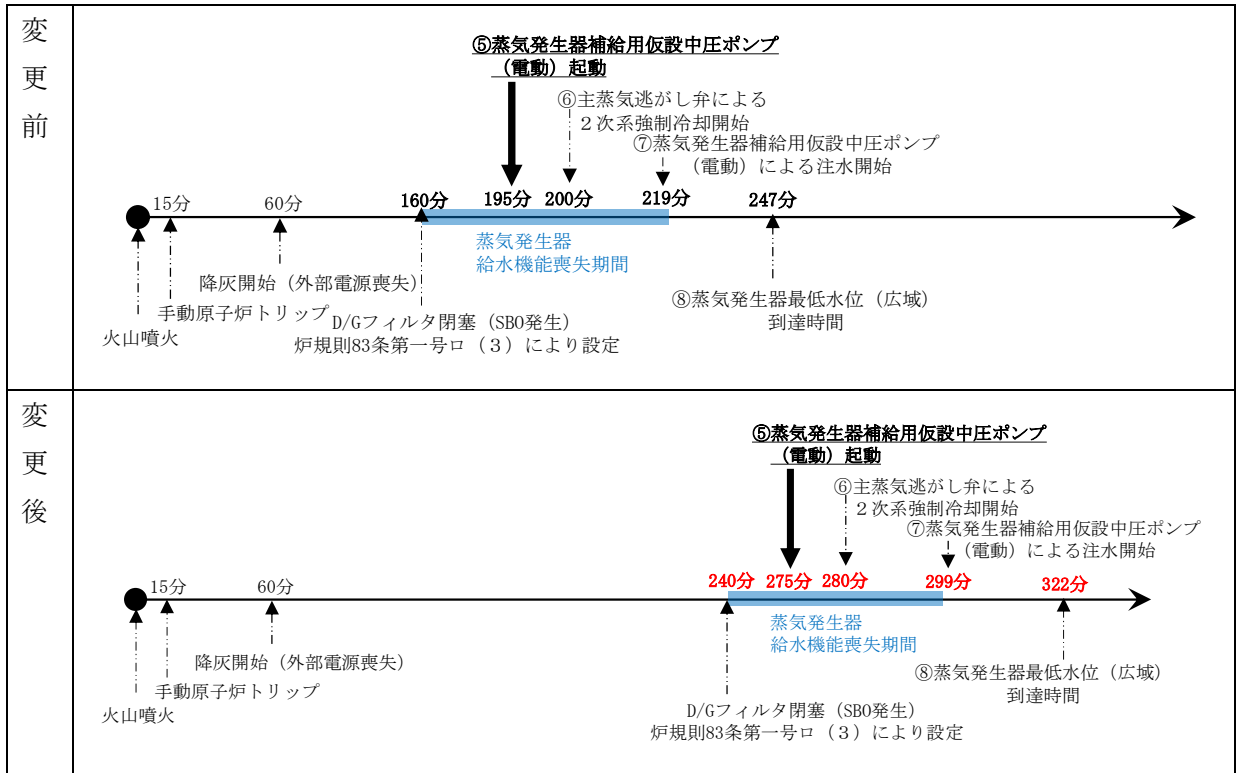


表1 火山噴火以降の事象進展と対応手順

3. 層厚見直し後の仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業の変化について

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業は、作業着手タイミングの変更により、仮設中圧ポンプの準備完了、起動時間が195分(原子炉トリップから180分)から275分(原子炉トリップから260分)へ変更されている。

仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業の層厚変更前後のタイムチャートを表2に示す。

電源車からの給電作業における不要負荷の切り離しは、全交流動力電源機能喪失後の作業となるため、変更前は噴火発生から160分後に着手としていたが、変更後は240分となっている。

また、電源車の給電ケーブル敷設接続作業は、噴火発生から125分経過後に作業を着手することとしていたが、変更後は215分後に着手することとなっている。

なお、電源車の移動先をタービン建屋から原子炉周辺建屋へ変更したことに伴い、電源車の移動作業と可搬式排気ファンと仮設ダクトの設置に係る作業が変更となっているが、これらの作業に関しては別紙4で説明する。

変更前	仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への給水準備		経過時間(分)																											備考		
			0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260		270	
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	▽噴火発生 ▽降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示																														
ホース接続、系統構成、注水準備	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 5(3号炉) 5(4号炉)	▽発電所敷地への降灰到達 ▽全交流動力電源機能喪失	110分																													
電源車の移動	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 2 (3.4号炉)	▽降灰完了、起動 (噴火発生から195分後)	25分(3号炉)	25分(4号炉)																												
給電用ケーブル敷設、接続	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 2(3号炉) 2(4号炉)		55分																													
可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業	緊急安全対策要員(3.4号炉合計) 4 (3.4号炉)		60分																													
不要負荷切り離し、発電操作	運転員(1ユニットあたり) 5(3号炉) 5(4号炉)		30分(不要負荷切り離し) 5分(発電操作)																													

変更後	仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への給水準備		経過時間(分)																											備考
			0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	▽噴火発生 ▽降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示																												
ホース接続、系統構成、注水準備	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 5(3号炉) 5(4号炉)	全交流動力電源機能喪失 準備完了、起動 (噴火発生から275分後)	110分																											
電源車の移動	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 2 (3.4号炉)		50分※(3、4号炉)																											
給電用ケーブル敷設、接続	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 2(3号炉) 2(4号炉)		55分																											
可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業	緊急安全対策要員(1ユニットあたり) 3(3号炉) 3(4号炉)		50分※(屋外:移動) 80分(屋内:設置)																											
不要負荷切り離し、発電操作	運転員(1ユニットあたり) 5(3号炉) 5(4号炉)		30分(不要負荷切り離し) 5分(発電操作)																											

※電源車の移動先をタービン建屋から原子炉周辺建屋へ変更したことに伴う変更

表2 仮設中圧ポンプによる蒸気発生器への注水作業におけるタイムチャート

火山影響発生時に使用する設備の設置場所変更に伴う手順の変更について

1. 設置位置を変更する設備について

既認可保安規定の炉規則第 8 3 条に対する対策として、対応時の設置位置をタービン建屋に定めている設備があるが、火山灰降灰層厚増加を考慮して、より頑強な建屋である原子炉周辺建屋に設置場所を変更する対応をとっている。

設置位置をタービン建屋に定めている設備は以下のとおりであり、これらの設備は対応時の設置位置を原子炉周辺建屋に変更する。

- ・ 電源車
- ・ 軽油ドラム缶（燃料運搬車）

各設備の変更する詳細配置は 添付「火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較」に示す。

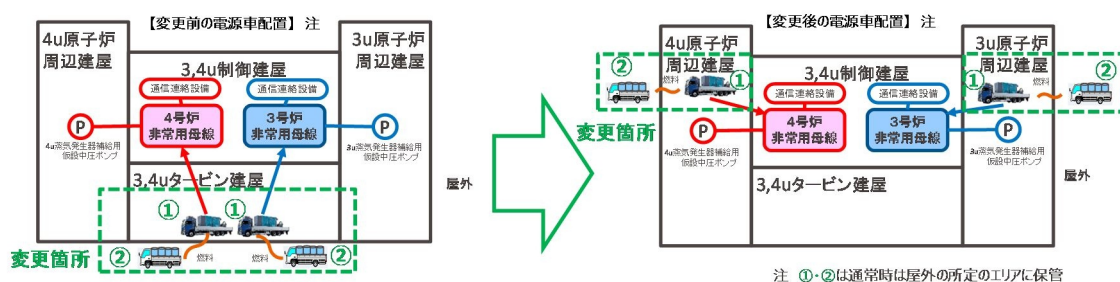


図 1 火山影響発生時に使用する設備の設置場所変更の概要
 (①は電源車、②は軽油ドラム缶（燃料運搬車）を示す)

2. 設置場所を変更に伴う作業手順の変更について

電源車と軽油ドラム缶（燃料運搬車）の手順項目と各手順に対する作業量とタイムチャートへの影響を表 1 に示す。

各手順に対する作業量とタイムチャートへ影響があるものは電源車の移動、可搬式ファン及び仮設ダクト等の設置であり、当該作業については作業時間と人数の変更を行う。なお、電源車の移動、可搬式ファン及び仮設ダクト等の設置に係る具体的な変更点を図 2～4 に示す。

各手順に対する詳細な作業とタイムチャートは 添付「火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較」に示す。

	手順項目	作業量・タイムチャートへの影響
電源車	電源車の移動	有 <u>(移動先の変更に伴い移動距離が変わるため、作業量が変動する)</u>
	給電ケーブルの敷設・設置	無 (電源車の移動先および接続先が変更となることで、ケーブルの敷設距離が変更となるが、配備しているケーブルで対応可能であることを確認している。また、ケーブル長は変更前と比べ短くなり、取り回しや接続も容易になるため作業時間に影響はなく、変更前の作業人数・時間で対応可能であることを確認している)
	可搬式ファン及び仮設ダクト等の設置	有 <u>(設置位置が変更に伴い、ダクト長に大きな差はなく、既設のダクト、ファンを使用できることを確認しているが、可搬式ファン及び仮設ダクト等の屋外から屋内へ運搬する作業が追加されるため、作業量が変動する)</u>
軽油ドラム缶 (燃料運搬車)	燃料運搬車の移動	無 (移動先は変更となるが、移動距離に大きな差はないため、作業量に変動はない)
	燃料補給	無 (設置位置が変更となるが補給ホース長が変わらないため、作業量の変動はない)

表1 各手順に対する作業量とタイムチャートへの影響

※大飯発電所原子炉施設保安規定 令和2年6月3日付け 原規規発第2006033号 時点より影響を比較

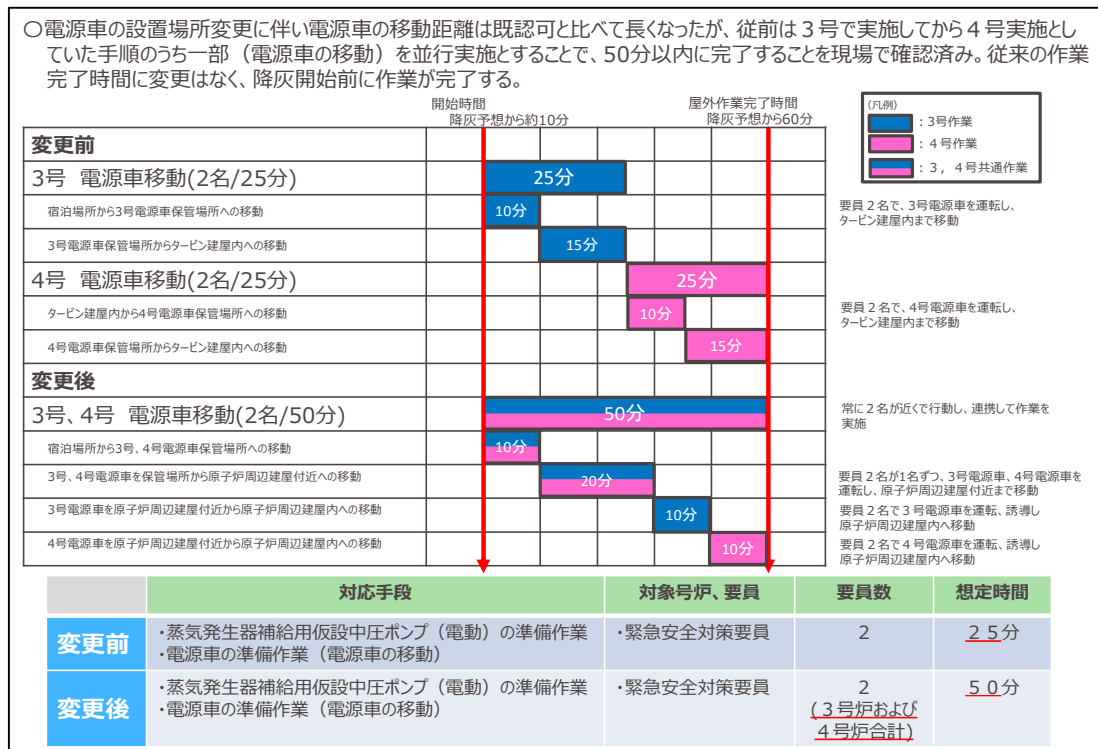


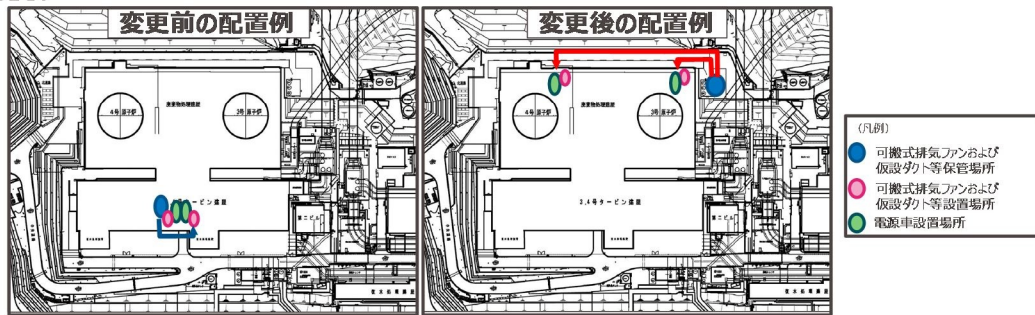
図2 電源車移動に係る具体的な変更点（1／2）

- 電源車の設置場所変更に伴い電源車の移動距離は既認可と比べて長くなったが、従前は3号で実施してから4号実施としていた手順のうち一部（電源車の移動）を並行実施とすることで、50分以内に完了することを現場で確認済み。従来の作業完了時間に変更はなく、降灰開始前に作業が完了する。



図3 電源車移動に係る具体的な変更点（2 / 2）

- 電源車の設置場所変更に伴い、従来タービン建屋（屋内）に保管していた可搬式排気ファン、仮設ダクト等の保管場所を原子炉周辺建屋近傍（屋外）へ変更した。（原子炉周辺建屋内に適した保管場所がないため）
- これにより可搬式排気ファン、仮設ダクト等を屋外から屋内へ運搬する手順が追加となったが、降灰開始までに対応できることを現場で確認済み。
- また、屋内作業の想定時間が20分増加するが、炉心冷却が可能な蒸気発生器の水位を維持できる時間内に作業を完了できる。



	開始時間 降灰予想約10分	屋外作業完了時間 降灰開始60分まで		
変更前（1箇所当たり）				
可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置（4名/60分）			60分	
変更後（1箇所当たり）				
可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等運搬（3名/50分）	50分		屋内作業	
可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置（3名/80分）		屋外作業	80分	
注記の記載				
変更前	可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員4名が60分以内で実施する。			
変更後	可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安全対策要員3名が130分以内で実施する。			

図4 可搬式ファン及び仮設ダクト等の設置に係る具体的な変更点

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

3. 電源車の吸気ラインにおける降下火砕物の影響

電源車を使用する際の吸気量としては、可搬式排気ファンによる吸気量 $3,900\text{m}^3/\text{h}$ （1台/号炉）となるが、原子炉周辺建屋（使用済燃料ピットエリア）の空間体積を表2に示す。

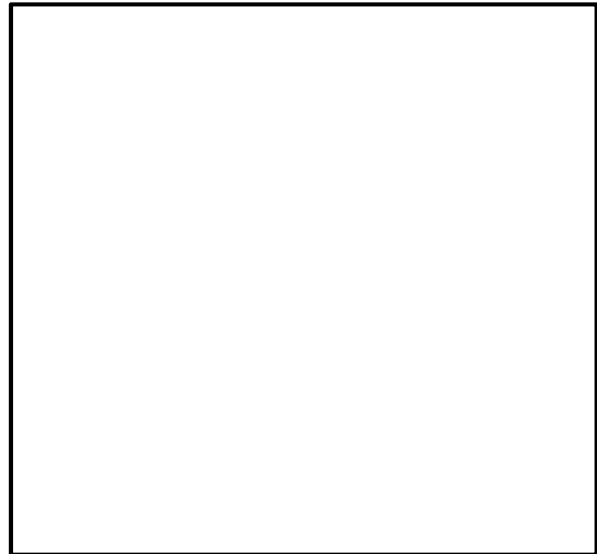
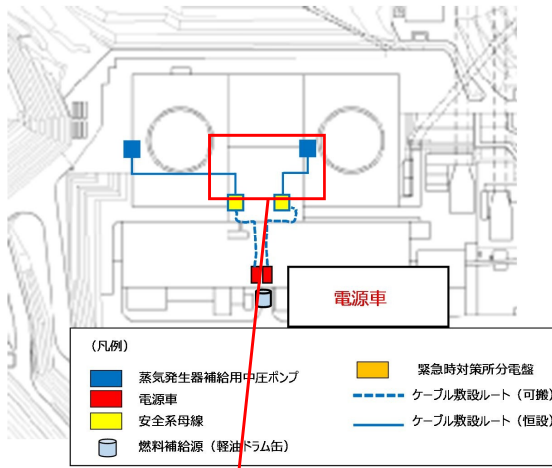
表2 原子炉周辺建屋（使用済燃料ピットエリア）の空間体積

建屋名	空間体積*
大飯3号炉 原子炉周辺建屋 （使用済燃料ピットエリア）	約 $20,800\text{m}^3$
大飯4号炉 原子炉周辺建屋 （使用済燃料ピットエリア）	約 $20,800\text{m}^3$

*空間体積については、建屋図面から算出した体積に対して、保守的に設備率を20%としている。

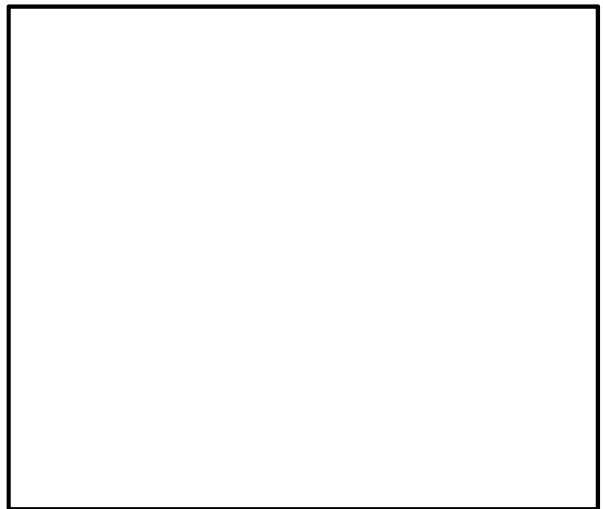
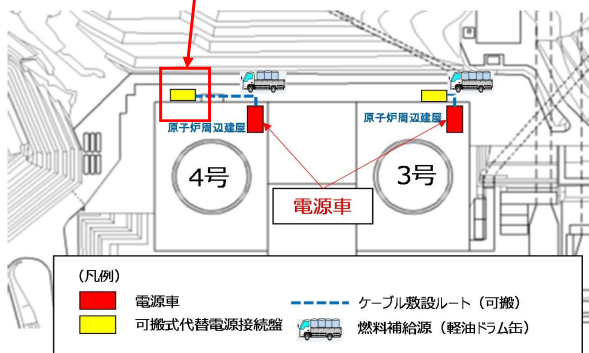
原子炉周辺建屋に移動する電源車については、全交流動力電源喪失時に使用するため、建屋内に外気を取り入れる換気空調設備が停止しており、電源車の排気ガスを排出する可搬式排気ファンの吸気量 $3,900\text{m}^3/\text{h}$ （1台/号炉）に対して、使用済燃料ピットエリアの空間体積が十分あることから、建屋内への降下火砕物の影響はないものと考えられる。

変更前



3号炉及び4号炉 タービン建屋

変更後



原子炉周辺建屋 (4号炉の例)

理由

・炉規則第83条第一号ロ(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車による給電準備」手順において、上流文書にて火山灰が影響を与える評価対象施設として評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮し、より頑強な建屋である原子炉周辺建屋に電源車の配置場所を変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較
(電源車の移動ルート変更に伴う変更)

電源車による給電準備		経過時間(分)												備考		
手順の項目	要員(名)(1ユニットあたり) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120		
▽噴火発生																
▽降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示																
電源車の移動	緊急安全対策要員 2														▽準備完了	
電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員 2															屋外作業は降灰到達までに完了させる。 可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業は、電源車起動までに、緊急安全対策要員4名が1時間以内に実施する。
																電源ケーブルの敷設・接続(屋内)
																▽作業着手から

変更前

電源車による給電準備		経過時間(分)												備考		
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120		
▽噴火発生																
▽降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示																
電源車の移動	緊急安全対策要員 2														▽準備完了	
電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり) 2															可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業は、電源車起動までに、緊急安全対策要員3名が2時間10分以内に実施する。
																電源ケーブルの敷設・接続(屋外)
																▽作業着手から

変更後

・炉規則第83条第一号ロ(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車による給電準備」手順において、電源車の移動ルート変更に伴い、移動作業を2ユニット並行作業とし**2人25分(1ユニットあたり)**から**2人50分**に変更する

理由

大飯発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較
(電源車の給電開始 (変更なし))

電源車による給電開始		経過時間(分)												備考		
手順の項目	要員(名)(1ユニットあたり) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120		
電源車の給電開始	緊急安全対策要員 2 運転員等 3	▽噴火発生から85分後														
		▽全交流動力電源喪失発生														
		▽蒸気発生器用仮設中圧ポンプ(電動)による蒸気発生器への注水可能														
		電源車の起動														
		不要負荷の切り離し														
		受電操作														

変更前

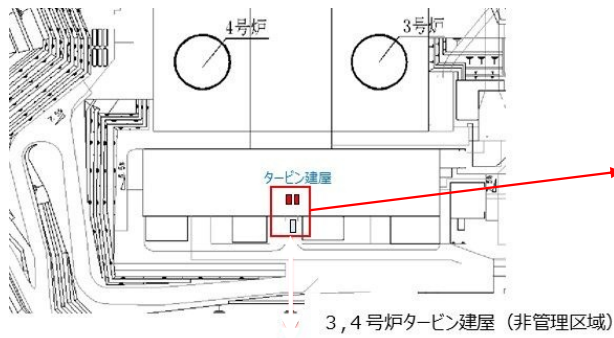
電源車による給電開始		経過時間(分)												備考		
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120		
電源車の給電開始	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり) 2 運転員等 (1ユニットあたり) 3	▽噴火発生から215分後														
		▽全交流動力電源喪失発生														
		▽蒸気発生器用仮設中圧ポンプ(電動)による蒸気発生器への注水可能														
		給電ケーブルの敷設・接続														
		不要負荷の切り離し														
		受電操作														

変更後

理由
・炉規則第83条第一号ロ(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「電源車による給電開始」手順については、DNP層厚変更を踏まえ一部手順を変更するものの、不要負荷の切り離し等の作業自体に変更はないことから、本作業に係る時間の変更はない。
(変更後の時間軸の起点の明確化)

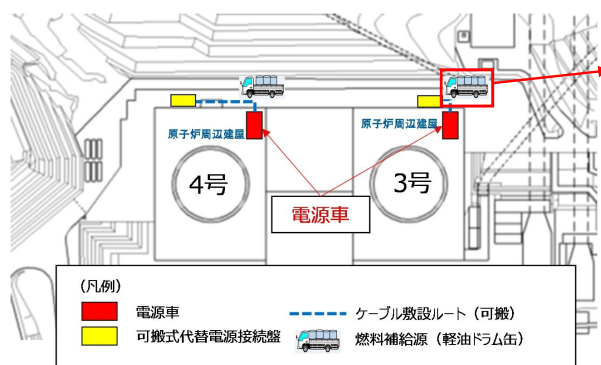
大飯発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較
(軽油ドラム缶配置場所の変更)

変更前



3号炉及び4号炉 タービン建屋

変更後



原子炉周辺建屋 (3号炉の例)

理由

・炉規則第83条第一号ロ(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「軽油ドラム缶の建屋近傍への移動」手順において、上流文書にて火山灰が影響を与える評価対象施設として評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮し、より頑強な建屋である原子炉周辺建屋に電源車の配置場所を変更することに伴い、軽油ドラム缶の配置場所を原子炉周辺建屋近傍に変更する。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

大飯発電所 火山影響等発生時における配置図、タイムチャートの比較
(軽油ドラム缶の建屋内への移動(変更なし))

		経過時間 (分)										備考
		10	20	30	40	50	60	70	80	90		
変更前	手順の項目	▽噴火発生 ▽降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 ▼約60分										
	要員(数)											
	軽油ドラム缶の建 屋内への移動	移動、燃料積み込み 建屋内への移動										
	緊急安全対策要員	6										

		経過時間 (分)										備考
		10	20	30	40	50	60	70	80	90		
変更後	手順の項目	▽噴火発生 ▽降灰予報(多量)発令、発電所対策本部長による作業開始指示 ▼約60分										
	要員(数)											
	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	移動、燃料積み込み 建屋近傍への移動										
	緊急安全対策要員	6										

理由

- ・炉規則第83条第一号ロ(3)の要求である「(2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。」に対する対策のうち、「軽油ドラム缶の建屋近傍への移動」手順において、上流文書にて火山灰が影響を与える評価対象施設として評価し、火山灰降灰層厚増加を考慮し、より頑強な建屋である原子炉周辺建屋に電源車の配置場所を変更することに伴い、軽油ドラム缶の配置場所を原子炉周辺建屋近傍に変更することが、各作業時間を変更することなく実施できることを確認している。

火山影響等発生時の対する保安規定審査資料の手順の想定時間の考え方
および火山影響等発生時の教育訓練について

1. 火山影響等発生時の対する保安規定審査資料の手順の変更前後及び想定時間について
火山影響等発生時の手順の変更有無、必要要員数及び作業時間、作業の成立性を別紙 5 - 1 に示す。

2. 手順の想定時間等とその成立性の確認の考え方について

(1) 想定時間

想定時間については、各作業を実施することにより、必要な時間に必要な設備が準備完了となるように以下を考慮し、設定している。

①移動：人の移動については、通常よりも遅く歩いた場合（4km/h 未満）を想定している。また、車両等の移動については、運転速度を構内の制限速度（30km/h）以下として想定している。

②作業：過去の同種の作業等で実施したものがある場合（例えば電源ケーブル、ホース敷設等の訓練）はその時間をもとに余裕をみた時間*を想定している。

※：全体の作業時間、作業場所・環境等を考慮して設定

③必要人数：①と②の想定により、必要な時間に必要な設備が準備できるように必要な人数を設定している。

よって、想定時間については、①～③を集約したものとなり、具体的には手順ごとには、別紙 5 - 1 のとおりとなる。

(2) 実績時間

上記で想定した時間および人数にて実施できるかどうかを、実際に同様の内容を実施した時間および同種訓練や作業等からの実績にて計測し、問題ないかどうかを確認した時間を別紙 5 - 1 に記載している。

また、屋外作業については、防保護具（マスク、ゴーグル）も着用した上で確認を実施している。（別紙 5 - 2）

(3) 成立性の確認

上記内容を踏まえた上でタイムチャート上の「作業時間」として設定して、火山影響等発生時の対応としての全体の成立性を確認している。

3. 火山影響等発生時の教育訓練について

火山影響等発生時の教育訓練については、机上による手順書の確認ならびに現場トレースによる資機材の配備場所や設置場所の確認を含む教育訓練を年 1 回実施している。

本教育訓練では、S A 訓練と異なり成立性確認は実施していないものの、保安規定添付 2 「火山影響等発生時の対策における主な作業」に要員数や想定時間の記載があることを踏まえ、以下の点に留意して実施している。

(1) 2. に記載のとおり要員数や想定時間は、実際に検証（環境条件等も考慮）した上で、余裕を持った設定とする。

(2) 手順通りに実施すれば想定時間の遵守が可能であることを確認の上、手順書を作成する。

(3) 机上訓練では、要員数や想定時間に加え、想定されるシナリオ等に係る内容も教育する。

(4) 火山影響等発生時の手順の多くは基本的に S A 手順の類似であり、S A の力量があれば対応可能であるが、火山影響等発生時に特有の手順（D G フィルタに係る手順等）は実機等を用いて実施している。

今後も、保安規定に基づき定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な教育訓練となるよう継続的に見直しを実施していく。

以 上

【電源車による給電準備および給電開始】

1. 作業手順にかかる変更有無

電源車の移動、燃料補給源（軽油ドラム缶）の運搬、電源ケーブルの敷設、可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置を実施するもので、以下の手順が変更になった。

- 火山灰層厚が 10 cm から 25 cm への変更に伴ってタービン建屋からより頑強な原子炉周辺建屋へ「電源車」、「燃料補給源（軽油ドラム缶）」の配置場所が変更になった。また、それに付随する電源ケーブル、可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の配備場所及び配置場所を変更した。
- 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）準備時間が 180 分から 260 分に変更させたことに伴い可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の敷設等の人数を変更した。

2. 作業概要

火山影響等発生時において、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）および通信連絡設備（3, 4 号炉側）に給電するために必要な設備の電源対策として、電源車の移動、電源ケーブルの敷設・接続、可搬式排気ファンの設置および仮設ダクトの敷設・接続、並びに可搬式ダストサンプラ等の設置を行う。

3. 必要要員数および作業時間

電源車の配置場所を変更したことにより、保安規定の当該作業について 2 名で 25 分の作業としていたが、3 号炉および 4 号炉合計として 2 名で 50 分の作業に変更している。

なお、電源ケーブルの敷設・接続（屋内）および不要負荷の切り離し・受電作業については、着手時期、想定時間および作業人数に変更はない。

層厚見直し前			層厚見直し後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】
95	90	7 運転員 3 SA 要員 4	110	105	7 運転員 3 SA 要員 4

なお、上記とは別に可搬式排気ファンの設置および仮設ダクト敷設・接続、並びに可搬式ダストサンプラ等の設置については、緊急安全対策要員 3 名（現場）が作業時間 130 分以内で行う。

電源車による給電準備		経過時間(分)												備考	
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	
電源車の移動	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり)	2													可搬式排気ファン及び仮設ダクト等の設置作業は、電源車起動までに、緊急安全対策要員3名が10分以内に実施する。
電源ケーブルの敷設・接続	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり)	2													

電源車による給電開始		経過時間(分)												備考	
手順の項目	要員(名) (作業に必要な要員数)	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	
電源車の給電開始	緊急安全対策要員 (1ユニットあたり)	2													
	運転員等 (1ユニットあたり)	3													

4. 作業の成立性に係る環境条件

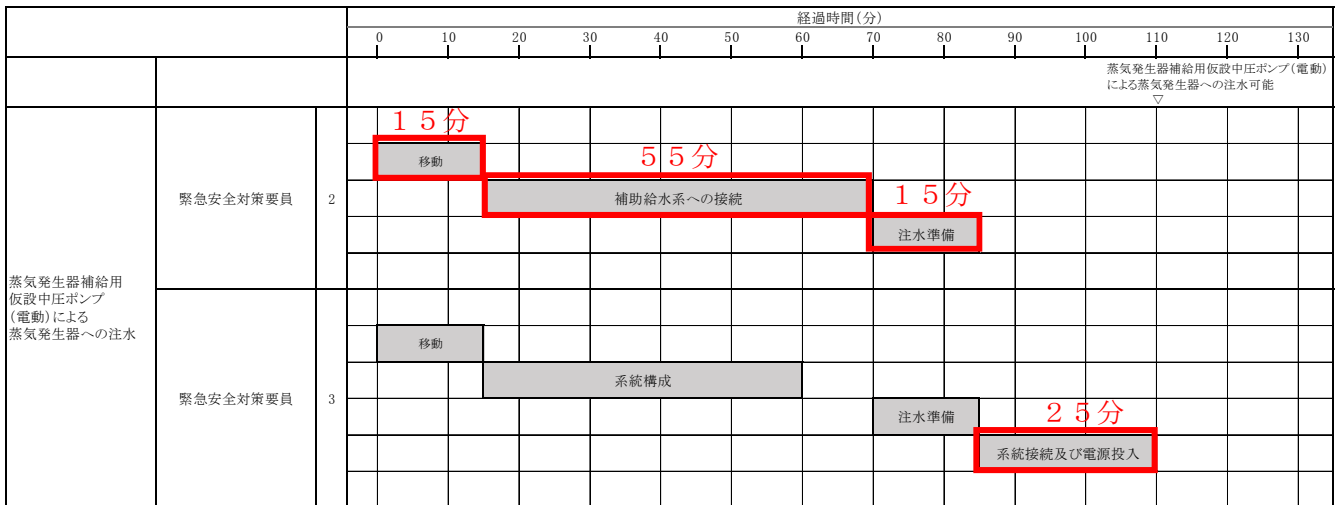
アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	電源車の保管場所周辺、原子炉周辺建屋および制御建屋には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	電源車の固縛解除、移動および電源ケーブルの敷設・接続は容易に実施可能である。また、可搬式排気ファン、仮設ダクトおよび可搬式ダストサンブラ等は可搬式であり、容易に移動・設置が可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



【蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却準備】

1. 作業手順にかかる変更有無
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の補助給水系統への接続及び系統構成を実施するもので、建屋内での手順であることから、手順としては変更ない。
2. 作業概要
火山影響等発生時において、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）から蒸気発生器への注水のための補助給水系統への接続、系統構成及び注水準備を行う。
3. 必要要員数および作業時間（設置（変更）設置添付書類十追補による）
作業手順及び配置・敷設場所に変更がないため、必要要員数及び作業時間も変更はない。

層厚見直し前			層厚見直し後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/ユニット】
110	98	5	変更前と同様		



4. 作業の成立性に係る環境条件

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の設置場所周辺には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）から蒸気発生器への注水のための系統構成は、弁操作やホース接続（フランジ接続又はカブラ式）であり、容易に実施可能である。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。

【軽油ドラム缶の建屋近傍への移動】

1. 作業手順にかかる変更有無

燃料補給源（軽油ドラム缶）の移動を実施するもので、移動に関しては、降灰前に実施するものであるが、以下の手順が変更になった。

- 火山灰層厚が 10 cm から 25 cm への変更に伴ってタービン建屋からより頑強な原子炉周辺建屋近傍へ「燃料補給源（軽油ドラム缶）」の配置場所が変更になった。

2. 作業概要

火山影響等発生時において、燃料補給における降灰の影響を低減させるため、燃料運搬車（軽油ドラム缶を積載）1 台/ユニットを原子炉周辺建屋近傍へ移動させる。

3. 必要要員数および作業時間

電源車の移動場所が変更となったが、移動距離に大差はないため移動時間に影響はない。また本手順は降灰到達前に実施することから、層厚見直しの影響は受けないため、必要要員数および作業時間に変更はない。

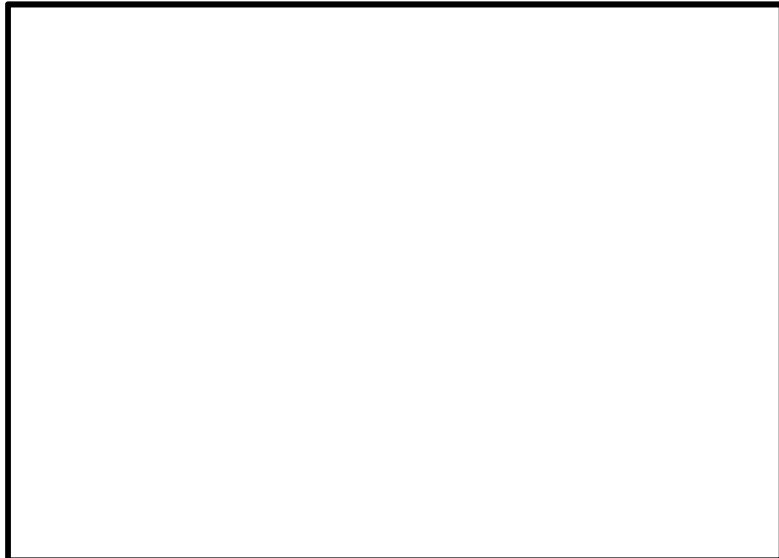
層厚見直し前			層厚見直し後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/2ユニット】	想定【分】	実績【分】	人数【人/2ユニット】
50	45	6 (3, 4号炉 合計)	変更前と同様		

軽油ドラム缶の建屋近傍への移動		経過時間（分）									備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80	90		
手順の項目	要員（数）	▽降灰予報（多量）発令、発電所対策本部長による作業開始指示▽約60分										
軽油ドラム缶の建屋近傍への移動	緊急安全対策要員	6				移動、燃料積み込み			建屋近傍への移動			
			40分			10分						

なお、作業場所への移動時間については、上記タイムチャートの作業時間に含まれている。考え方については別紙 5-3 で説明する。

4. 作業の成立性に係る環境条件

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	軽油ドラム缶の保管場所周辺および原子炉周辺建屋には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	軽油ドラム缶の建屋近傍への移動に特殊な操作はないことから、容易に作業できる。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【軽油ドラム缶からの燃料補給】

1. 作業手順にかかる変更有無
燃料補給源（軽油ドラム缶）の補給を実施するもので、補給は原子炉周辺建屋近傍の屋外作業であるが、元々屋外作業であり、層厚変更になっても、手順としての変更ない。
2. 作業概要
火山影響等発生時において、電源車の燃料を確保するための対策として軽油ドラム缶からの燃料補給を行う。
3. 必要要員数および作業時間
補給操作内容は変わらないため、必要要員数及び作業時間に変更はない。

層厚見直し前			層厚見直し後		
想定【分】	実績【分】	人数【人/2エツ】	想定【分】	実績【分】	人数【人/2エツ】
50 (軽油ドラム缶1本当たり)	40 (軽油ドラム缶1本当たり)	2 (3, 4号炉合計)	変更前と同様		

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)								備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80		90
軽油ドラム缶からの燃料補給 タイムチャート	緊急安全対策要員 2	▽約50分									
		10分	移動	40分	軽油ドラム缶からの燃料補給						

4. 作業の成立性に係る環境条件

アクセス性	ヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、アクセス可能である。
作業環境	原子炉周辺建屋には、作業を行う上で支障となる設備はなく、作業員はヘッドライト・懐中電灯等を携行していることから、作業は実施可能である。
作業性	軽油ドラム缶の補給作業に特殊な操作はないことから、容易に作業でき、屋外作業時には、ヘッドライト・懐中電灯等携行し、作業性を確保する。また、軽油ドラム缶から電源車給油口までの距離約20mに対し、電動ポンプの給油ホース長は約25mあるため問題ない。
連絡手段	火山影響等発生時においても、運転指令設備等にて通話可能である。



高濃度の降下火砕物環境下における作業時の対応について

1 概 要

火山影響等発生時に屋外にて行う作業は、高濃度の降下火砕物環境下で実施するが、作業時に装着する防護具、視認性向上のための対応について取りまとめる。

2 火山影響等発生時に屋外において実施する作業項目

火山影響等発生時に屋外にて行う主な作業は以下のとおりであるが、いずれの作業も複雑な手順を要求されない作業であるため、広範囲の視界が必要となるものではない。

① 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）関連作業

- ・蒸気発生器 2 次側への給水するための給電用の電源車の移動、ラインナップ^{※1}及び給電用ケーブル敷設、接続

※1 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）に用いる電源車の移動及びラインナップは降下火砕物が発電所敷地に到達する前までに完了することから、高濃度の降下火砕物環境下での作業とはならない。

② 通信連絡設備関連作業

- ・通信連絡設備への給電用の電源車の移動^{※2}

※2 通信連絡設備に用いる電源車の移動は降下火砕物が発電所敷地に到達する前までに完了することから、高濃度の降下火砕物環境下での作業とはならない。

③ 燃料補給作業

- ・火山影響等発生時において、電源車の燃料を確保するための対策として軽油ドラム缶からの燃料補給を行う。

3 高濃度の降下火砕物環境下での作業時に着用する防護具

高濃度の降下火砕物環境下での作業時は、作業着を着用の上、ヘルメット、ゴーグル、マスク、手袋を着用する。また、作業性向上の観点で、昼夜を問わずヘッドライトを着用する。さらに、降灰の状況により必要に応じて雨合羽を着用する*。

図 2 に高濃度の降下火砕物環境下での作業時に着用する防護具の状況を示す。

※ 降下火砕物の終端速度は 2.8m/s (1.414mm) であり、一般的な雨 (2~10m/s) と同等である。

4 高濃度の降下火砕物環境下での視認性向上のための対応

高濃度の降下火砕物環境下においては視界が悪くなることから、資機材等の運搬、人の移動時の衝突等を避けるため以下の対応を行う。

- ・屋外で作業を行う者の視認性向上を図るため、ヘッドライトを着用する。

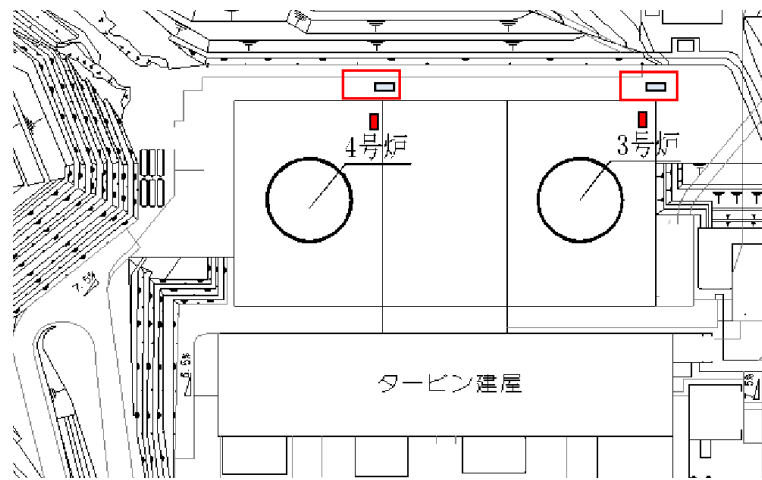
図3に高濃度の降下火砕物環境下における視認性向上のために使用する資機材の例を示す。

5 気中降下火砕物濃度を越える降下火砕物濃度環境下での対応

気中降下火砕物濃度を越える降下火砕物濃度環境下であったとしても、屋外にて行ういずれの作業も複雑な手順を要求されない作業であり、また、広範囲の視界が必要となるものではない。したがって、ヘッドライトの着用で視認性に問題はない。マスクについては適宜交換することで十分対応可能である。

6 まとめ

火山影響等発生時に屋外において実施する作業にあたっては、作業員防護の観点からヘルメット、ゴーグル、マスク、手袋等の防護具を適切に着用するとともに、視界が悪くなることを考慮して、ヘッドライトを着用する。



- 電源車
- 燃料

図1 高濃度の降下火砕物環境下での主な屋外作業場所



図2 高濃度の降下火砕物環境下における作業時の防護具着用状況



ヘッドライト

図3 高濃度の降下火砕物環境下における視認性向上のための資機材（例）

(参考)

降灰状況における視界について

1 概要

高濃度の降下火砕物環境下では、視界が悪化し各種の作業に影響が生じる可能性があるため、参考としてどの程度の視界となるか確認を行った。

2 確認方法

降下火砕物による視認性への影響を確認するため、図 1 に示す装置を用いて、カメラの前に火山灰付着シートを挿入し目標物の撮影を行う。

火山灰付着シートは火山灰を粘着シートにふるいで一様に分散させて作成する。

火山灰付着シートへの火山灰付着量 (g/m^2) は、気中降下火砕物濃度を包絡する濃度 $4(\text{g}/\text{m}^3)$ と視認距離 (m) の積により決定し、火山灰付着量を変化させて写真を撮影する。

なお、降下火砕物環境下では照度も低下するため、ヘッドライトを照らしながら実施する。

3 確認結果

確認結果を図 2 に示す。

今回実施した確認においては、少なくとも視認距離 6m 程度までは目標物の輪郭が明確に視認できる結果となった。また、視認距離 10m でも目標物自体の視認性に問題はなく、気中降下火砕物濃度を越える気中降下火砕物濃度であったとしても、屋外作業が必要な範囲で目標物の視認が可能である。

4 火山灰付着シートの設置位置及び枚数による影響について

今回の確認においては、視点と目標物の間の空間に存在する降下火砕物を平面上に落とし込んで火山灰付着量を決定しているため、視認距離 6m (火山灰付着量 $24\text{g}/\text{m}^2$) において火山灰付着シートの設置位置及び枚数を変化させ影響確認を行った

確認結果を図 3 に示す。見え方に差異はあるものの、いずれも目標物の視認は可能である。

5 結論

降下火砕物環境下では、視認距離は 6m 程度確保でき、目標物も視認できることから、降下火砕物環境下においてヘッドライトを着用することで作業が可能である。

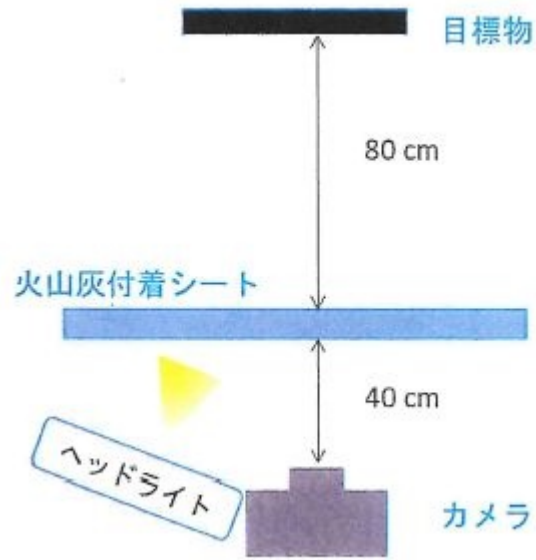


図1 装置概要












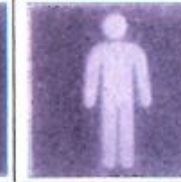
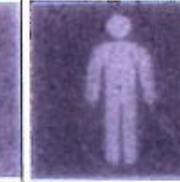
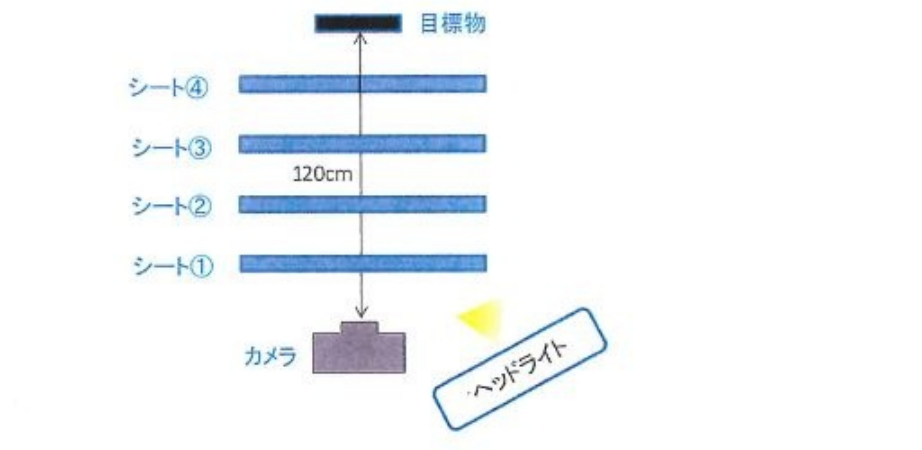
視認距離(m)	0	1
火山灰付着量(g/m^2)	0	4.0
写真		
視認距離(m)	2	4
火山灰付着量(g/m^2)	8.0	16.0
写真		
視認距離(m)	6	10
火山灰付着量(g/m^2)	24.0	40.0
写真		
視認距離(m)	14	16
火山灰付着量(g/m^2)	56.0	64.0
写真		

図2 確認結果

		基本ケース	位置変更①	位置変更②	枚数分割①	枚数分割②
視認距離		6m(24g/m ²)				
シート①	火山灰付着量	24g/m ²	24g/m ²	24g/m ²	12g/m ²	6g/m ²
	設置位置※	40cm	20cm	100cm	40cm	24cm
シート②	火山灰付着量	-	-	-	12g/m ²	6g/m ²
	設置位置※				80cm	48cm
シート③	火山灰付着量	-	-	-	-	6g/m ²
	設置位置※					72cm
シート④	火山灰付着量	-	-	-	-	6g/m ²
	設置位置※					96cm
写真						
確認状況						

※ カメラからの距離

図3 火山灰付着シートの設置位置及び枚数による影響確認結果

タイムチャート上の移動時間の考え方について

手順の想定時間は別紙5のとおり、①移動の想定と②作業の想定、③必要人数の設定によって決められており、運転員及び緊急安全対策要員の個別操作時間については、現場での操作時間に加え、移動時間も考慮して設定している。

火山影響等対応時における移動時間の考え方は、「Ⅰ. 噴火発生からの初動対応」、「Ⅱ. 対応作業が完了した要員が別の作業場所へ移動する場合」、「Ⅲ. 反復する作業を長時間行う場合」に分けて設定している。

Ⅰ. 噴火発生からの初動対応

火山噴火発生時に対応する噴火発生時の初動手順は、中央制御室または緊急時対策所等からの移動時間を踏まえて設定している。

Ⅱ. 対応作業が完了した要員が別の作業場所へ移動する場合

複数の作業を行う要員の移動は、基本的に前作業完了時間から次作業着手時間の間に行われる。ただし、作業によっては前作業と後作業の間隔がない場合があるため、移動時間を考慮したうえで個別手順時間を設定している。移動時間の考慮としては、移動前と移動後で以下の7つのエリアに大別し、これらのエリア間の移動距離に応じて移動時間を設定している。

火山影響等発生時におけるタイムチャートのうち移動要員の時間設定（前作業と後作業の間隔がない場合）の一覧を第1図に示す。

3号炉（共用号炉）作業場所	作業内容
① 原子炉周辺建屋内	○非常用ディーゼル発電機改良型フィルタ取付 ○非常用ディーゼル発電機改良型フィルタ取替・清掃 ○蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）ホース接続、系統構成、注水準備
② 原子炉周辺建屋内、周辺エリア	○可搬式排気ファン・仮設ダクト等資機材運搬 ○可搬式排気ファン設置・仮設ダクト設置
③ 原子炉制御建屋内	○不要負荷切り離し ○受電操作
④ 緊急時対策所内	○緊急時対策所仮設フィルタの設置

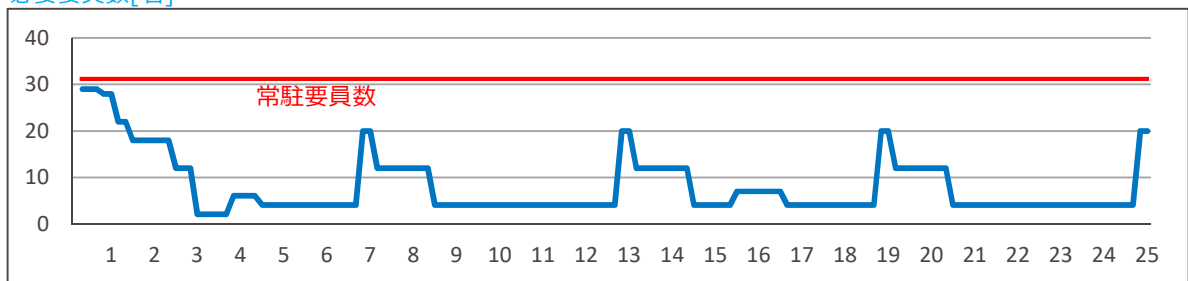
4号炉作業場所	作業内容
⑤ 原子炉周辺建屋内	○非常用ディーゼル発電機改良型フィルタ取付 ○非常用ディーゼル発電機改良型フィルタ取替・清掃 ○蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）ホース接続、システム構成、注水準備
⑥ 原子炉周辺建屋内、周辺エリア	○可搬式排気ファン・仮設ダクト等資機材運搬 ○可搬式排気ファン設置・仮設ダクト設置
⑦ 原子炉制御建屋内	○不要負荷切り離し ○受電操作

Ⅲ. 反復する作業を長時間行う場合

反復する作業を長時間行う場合も、移動時間の考え方は「Ⅱ. 対応作業が完了した要員が別の作業場所へ移動する場合」と同じである。

ただし、非常用ディーゼル発電機改良型フィルタ取替・清掃等の反復する作業を長時間行う手順について、必要要員数のピークは初動対応であることから、時間の経過とともに他の作業を終えた緊急安全対策要員と適宜交代することも可能である。なお、噴火発生からの時間経過における緊急安全対策要員の必要人数を下図に示す。

必要要員数[名]



緊急安全対策要員の必要人数の時間経過

噴火発生からの時間経過
[時間]

火山影響等発生時における電源車の使用について

1. 火山影響等発生時における電源車の整理について

火山影響等発生時の体制整備等に係る措置として、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等が一部改正された。具体的な要求として、火山影響等発生時において、原子炉の停止等の操作を行えるよう、現炉規則第83条第1号ロ(1)～(3)に係る体制整備を定め、これらについて保安規定に記載することが求められている(平成29年9月20日 原子力規制委員会 資料6)。

本要求に基づき、火山に対する対応においては、電源車や改良型フィルタを用いることになるが、それらの運用は保安規定審査の中で説明している。(H29.7.19の降下火砕物の影響評価に関する検討チームで決定された「気中降下火砕物濃度等の設定、規制上の位置付け及び要求に関する基本的考え方」において、「気中降下火砕物に対しては、施設・設備面での対応だけでなく、運用面での対応も含めて全体として対応する」と整理されているため、設工認の設備としての整理ではなく、保安規定にて運用の成立性を示した上で用いることとしている。)

2. 火山影響等発生時における電源車の容量について

電源車から給電する必要がある通信連絡設備の最大所要負荷については表1、2に示すとおり3号炉約137kW、4号炉約144kWである。電源車の容量については、最大所要負荷に対し十分な余裕を有する488kWとしており、問題がないことを確認している。

3. 発電所に配備している電源車のうち火山影響等発生時に使用する電源車等について

発電所に配備している電源車のうち、火山影響等発生時に使用する電源車等の整理を表2に示す。大飯3・4号炉では既工認において3種類13台の電源車が配備されており、このうち4台の電源車を火山影響等発生時に使用する。詳細を表3に示す。蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)の仕様を表4に示す。

表1 3号炉 電源車の最大所要負荷

最大所要負荷			電源車の容量
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）及び通信連絡設備	負 荷	合 計	
【原子炉周辺建屋】 ・ 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）	約 75kW	約 137kW	488kW
【原子炉補助建屋】 ・ 3号計装用電源 （中央制御室用衛星電話（固定）） ・ 無停電電源装置 （安全パラメータ表示システム（SPDS）A系 安全パラメータ伝送システムA系 統合原子力防災ネットワーク用通信機器）	約 25kW ^{※1}		
【緊急時対策所】 ・ SPDS表示装置 ・ 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （TV会議システム、IP電話、IP-FAX） ・ 衛星電話（固定） ・ 緊急時衛星通報システム ・ 加入ファクシミリ	約 33kW		
【屋内】 ・ 可搬式排気ファン	約 4kW		

※1: 計装用電源4台の内、2台は蓄電池(安全防護系用)から24時間連続給電されるため、残り2台を電源車の所要負荷に計上する。

表2 4号炉 電源車の最大所要負荷

最大所要負荷			電源車の容量
蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）及び通信連絡設備	負 荷	合 計	
【原子炉周辺建屋】 ・蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）	約 75kW	約 144kW	488kW
【原子炉補助建屋】 ・4号計装用電源 （中央制御室用衛星電話（固定）） ・無停電電源装置	約 20kW ^{※1}		
【屋外】 ・消火水バックアップポンプ	約 45kW		
【屋内】 ・可搬式排気ファン	約 4kW		

※1: 計装用電源4台の内、2台は蓄電池(安全防護系用)から24時間連続給電されるため、残り2台を電源車の所要負荷に計上する。

表3 発電所に配備している電源車のうち、火山影響等発生時に使用する電源車の整理

工認名称	SA利用目的	識別番号	火山影響等発生時の 使用用途※1
電源車	設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合に、重大事故等の対応として、空冷式非常用発電装置を使用する。最低限必要な設備に電力を供給する可搬型代替電源設備として電源車を使用する。	3A 3B 4A 4B	いずれかを3号炉電源車として使用 いずれかを4号炉電源車として使用
電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用)	炉心注水機能が喪失した場合等を想定した可搬型重大事故防止設備（代替炉心注水）として、可搬式代替低圧注水ポンプを配備し原子炉へ注水できる設計としている。 可搬式代替低圧注水ポンプは駆動源として電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）を使用する。	予備機 (3、4号炉で1台) 3A 3B 4A 4B 予備機 (3、4号炉で1台)	— — — — — —
電源車（緊急時対策所用） (3・4号機共用)	緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能としており、全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。	A B 予備機 (3、4号炉で1台)	— — —
軽油ドラム缶 (3・4号機共用)	送水車の動作に必要な駆動用燃料を貯蔵する燃料設備として送水車燃料タンクを設ける。送水車燃料タンクへの燃料補給は、軽油ドラム缶より補給する。	— (105個のうち予備1個)	燃料補給源として、7個使用

火山等影響発生時に使用する電源車を太線枠で示している。

※1. 重大事故等と火山事象の重畳は考えにくいことから、SA時と使用用途が異なる場合がある。なお、本表では使用する想定である電源車を記載。被災状況によって、使用する電源車が違う場合有り。（緊急時対策所用の電源車を除き、燃料消費量・発電容量・燃料保有量の仕様は全て同じ）

			仕様	
名 称			蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ	
ポンプ	種 類	—	横軸多段ディフューザ形ポンプ	
	容 量	m ³ /h/個	50	
	揚 程	m	300	
	最 高 使 用 圧 力	MPa	4.2	
	最 高 使 用 温 度	℃	60	
	主要寸法	吸 込 口 径	mm	100
		吐 出 口 径	mm	80
		た て	mm	600
		横	mm	1165
		高 さ	mm	660
	材 料	ケ ー シ ン グ	—	SCS14
		ケーシングカバー	—	SCS14
個 数	—	1		
取 付 箇 所	—	原子炉周辺建屋 E.L. +17.1m		
原動機	種 類	—	三相誘導電動機	
	出 力	kW/個	75	
	個 数	—	1	
	取 付 箇 所	—	ポンプと同じ	

表 4 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）仕様



火山影響等発生時の対応に必要な資源について

1. 概要

火山影響等発生時に必要な資源として、水源と燃料に関する説明を行う。

2. 火山影響等発生時に必要な水源について

火山影響等発生時は、蒸気発生器 2 次側による炉心冷却を行う手順としている。蒸気発生器 2 次側への注水手段として電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）があるが、いずれの手段においても降下火砕物からの防護対象施設としている原子炉周辺建屋に設置している復水ピットおよび降下火砕物に対する健全性を確認した消火水バックアップタンクにより水源を確保することとしている。

a. ディーゼル発電機の機能維持

復水ピットの有効水量は各号炉 1,035m³ であり、補助給水ポンプを用いた蒸気発生器への給水は約 18.7 時間継続が可能である。

また、消火水バックアップタンクの有効水量は 285m³ であり、消火水バックアップタンクから復水ピットへ補給を行うことで約 27.1 時間の給水継続が可能である。

b. タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却の機能の維持

復水ピットの有効水量は各号炉 1,035m³ であり、タービン動補助給水ポンプを用いた蒸気発生器への給水による 2 次冷却系の冷却は約 18.7 時間の給水継続が可能である。

また、消火水バックアップタンクの有効水量は 285m³ であり、消火水バックアップタンクから復水ピットへ補給を行うことで約 27.1 時間の給水継続が可能である。

c. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器 2 次側による炉心冷却及び同ポンプの機能の維持

復水ピットの有効水量は各号炉 1,035m³ であり、補助給水ポンプ及び蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器への給水による 2 次冷却系の冷却は約 18.7 時間の給水継続が可能である。

また、消火水バックアップタンクの有効水量は 285m³ であり、消火水バックアップタンクから復水ピットへ補給を行うことで約 27.1 時間の給水継続が可能である。

なお、炉規則第 83 条第一号ロ (3) に係るシナリオでは、今回の層厚見直しにより、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の起動時間が変更になったものの、炉心で発生する崩壊熱量は既認可と同じであり、必要な除熱量（給水量）に変更がないことから給水継続可能時間に影響はなく、水源となる復水ピット及び消火水バックアップタンクの水量の総和（1,320m³）が、必要な給水量（除熱量）（1,246m³）を上回るため、火山影響等発生時に必要な水源を確保できる。必要な給水量の詳細を 2. 1 に記載する。

2. 1 必要な給水量（除熱量）の根拠

火山対応では火山噴火後、1時間で降灰開始し、その後24時間の運用の成立性が要求されていることから、炉停止後25時間後の給水量を必要な給水量として、下図の設置許可の崩壊熱除去に必要な給水量のグラフを用いて算出する。具体的な手順は以下のとおり。

①25時間までの給水量は崩壊熱除去に必要な給水量のグラフを使用し、外挿すること（炉停止後18～20時間の給水量は $33\text{m}^3/\text{h}$ であるが、保守的に $35\text{m}^3/\text{h}$ として外挿）により算出する。

なお、崩壊熱は時間と共に減衰するため、20時間以降を外挿することは保守的な扱いとなる。

$$\text{炉停止後 25 時間までの給水量} = 35\text{m}^3/\text{h} \times (25\text{h} - 20\text{h}) + 820\text{m}^3 = 995\text{m}^3$$

②さらに、運転手順として、1次冷却材系統を出力運転状態から 170°C 一定維持まで冷却することとしており、 250.8m^3 の水量が必要となる。火山対応においても同じ量の給水が必要となり、 250.8m^3 を考慮する。

$$\text{必要な給水量} = 995\text{m}^3 + 250.8\text{m}^3 = 1,245.8\text{m}^3 \cong 1,246\text{m}^3$$

なお、水源が枯渇するまでの時間は、以下の通り。

- ・復水ピットからの給水継続時間は18.7時間となる。（下図参照）そのため、18.7時間までに消火水バックアップタンクから復水ピットへ補給を行うこととなる。
- ・復水ピット及び消火水バックアップタンクからの給水継続時間は以下の計算式のとおり27.1時間となる。

$$\text{給水継続時間} = (((1,035\text{m}^3 + 285\text{m}^3) - 1,245.8\text{m}^3) \div 35\text{m}^3/\text{h}) + 25\text{h} = 27.12\text{h} \cong 27.1\text{h}$$

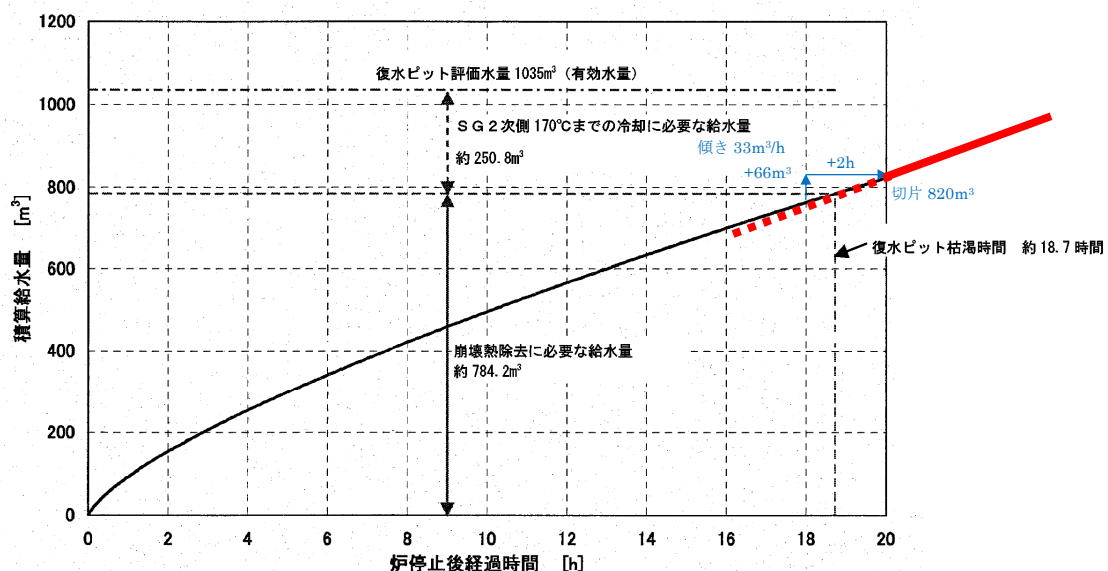


図 崩壊熱除去に必要な給水量のグラフ※

※【設置許可まとめ資料の有効性評価 重要事故シーケンス：全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA】抜粋

3. 火山影響等発生時に必要な燃料について

3. 1 燃料補給を考慮する必要がある電源設備

(1) ディーゼル発電機

外部電源が喪失した場合自動起動するため、燃料補給を考慮する必要がある。

(2) 電源車

全交流動力電源が喪失した場合に、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）により蒸気発生器 2 次側へ注水を行う際使用するため、燃料補給を考慮する必要がある。

また、全交流動力電源が喪失した場合に、通信連絡設備（3，4 号炉側）への給電のために使用するため、燃料補給を考慮する必要がある。

3. 2 電源設備に対する燃料補給の要否

「3. 1 燃料補給を考慮する必要がある電源設備」に対する燃料補給の要否を表 3. 2. 1 に取りまとめる。

表 3. 2. 1 火山影響等発生時における電源設備に対する燃料補給の要否

	単位時間当たりの消費量	燃料タンクの容量	運転可能時間	燃料補給の要否	燃料補給方法
ディーゼル発電機	1.765m ³ /h	—	84.9 時間	不要	—
電源車	3 号炉： 50.3 ℓ/h	441 ℓ	3 号炉： 約 8.7 時間	必要	軽油ドラム缶（768 ℓ）を降灰前に 3 号炉の建屋近傍に異動させ、燃料を抜き取り給油する。
	4 号炉： 42.2 ℓ/h	441 ℓ	4 号炉： 約 10.4 時間	必要	軽油ドラム缶（576 ℓ）を降灰前に 4 号炉の建屋近傍に異動させ、燃料を抜き取り給油する

以上より、ディーゼル発電機は燃料補給が不要であり、電源車は燃料補給が必要である。

3. 3 燃料補給の実施方法

火山影響等発生時において、電源車から仮設中圧ポンプ及び通信連絡設備に対して給電に必要な燃料を確保するため、軽油ドラム缶から燃料を補給する。

電源車への燃料補給は、電動ポンプ、給油ホース及び給油ノズルを使用して電源車に給油する。燃料補給の実施概要図を以下に示す。



図 3. 3. 1 軽油ドラム缶から電源車への燃料補給実施概要図

3. 4 降灰到達後 2 4 時間までの給電に係る燃料保有量の評価

(1) 電源車の燃料保有量

電源車及び軽油ドラム缶の燃料保有量を表 3. 4. 1 にまとめる。

表 3. 4. 1 電源車及び軽油ドラム缶の燃料保有量

火山影響等発生時の用途	識別番号	燃料タンク容量※ (L)	補給燃料の確保容量※ (L)
電源車	3A(3B), 4A(4B)	441以上 (490)	—
軽油ドラム缶	—	—	3号炉：768 [192×4缶] (800 [200×4缶]) 4号炉：576 [192×3缶] (600 [200×3缶])

※：要目表に記載の値、()内は公称値

(2) 電源車の燃料消費量と燃料推移

炉規則第 83 条第一号ロ (3)に係るシナリオでは、今回の層厚見直しにより、電源車の起動時間が後ろ倒しとなるため既認可（層厚見直し前）と比較して燃料消費量は減少することから、燃料消費量と燃料補給を考慮した場合の燃料推移について整理した。

電源車の燃料消費量を表 3. 4. 2、燃料推移を図 3. 4. 1 に示す。

表 3.4.2 電源車の燃料消費量

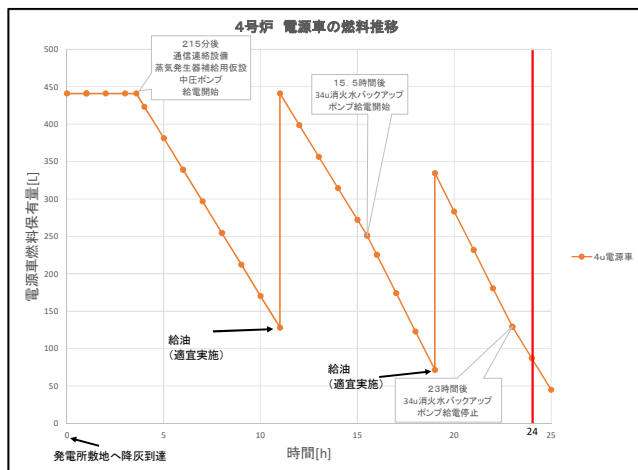
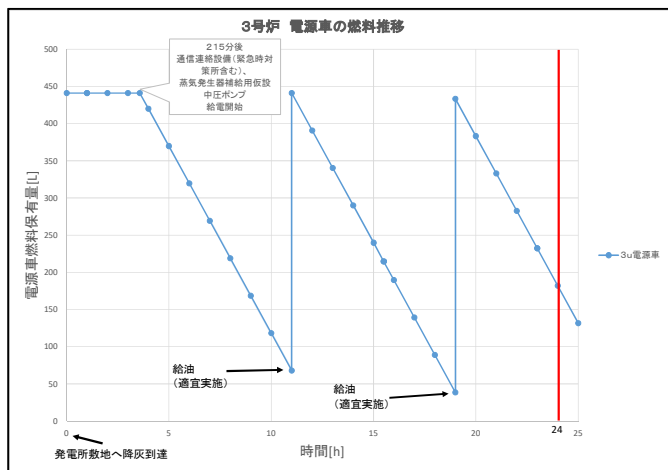
号炉	時間 [既認可] ※4	単位時間 当たりの 消費量	燃料消費量 [既認可] ※4	負荷
3号炉	降灰到着～215分間経過※1 [降灰到着～135分間経過]	0ℓ /h	0 ℓ	
	215分間経過※1(運転開始)～24時間経過まで [135分間経過(運転開始)～24時間経過まで] (適宜、燃料補給を実施)	50.30 /h	1027.0 ℓ [1094.1 ℓ]	緊急時対策所+通信連絡設備+可搬式排気ファン+蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)
	合計		1027 ℓ [1095 ℓ]	小数点以下一桁を切り上げ
4号炉	降灰到着～215分間経過※1 [降灰到着～135分間経過]	0ℓ /h	0ℓ	
	215分間経過※1(運転開始)～15.5時間経過※2まで [135分間経過(運転開始)～15.5時間経過まで] (適宜、燃料補給を実施)	42.20 /h	502.89 ℓ [559.15 ℓ]	通信連絡設備+可搬式排気ファン+蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)
	15.5時間経過※2～23時間経過※3まで [15.5時間経過～23時間経過まで] (適宜、燃料補給を実施)	51.30 /h	384.75 ℓ [384.75 ℓ]	通信連絡設備+可搬式排気ファン+蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)+34u消火水バックアップポンプ
	23時間経過※3～24時間経過まで [23時間経過～24時間経過まで] (適宜、燃料補給を実施)	42.20 /h	42.2 ℓ [42.2 ℓ]	通信連絡設備+可搬式排気ファン+蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ(電動)
	合計		930 ℓ [987 ℓ]	小数点以下一桁を切り上げ

※1：通信連絡設備受電開始時間

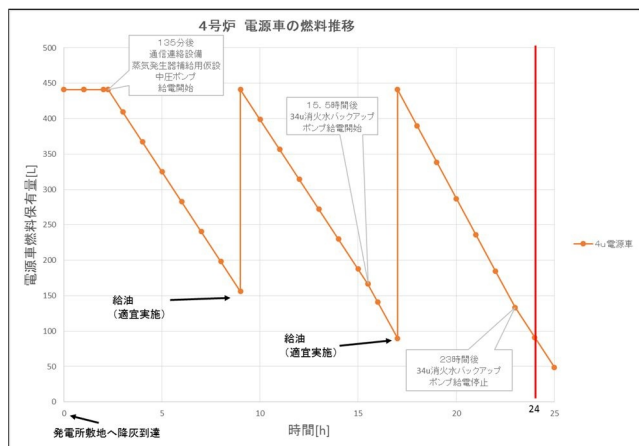
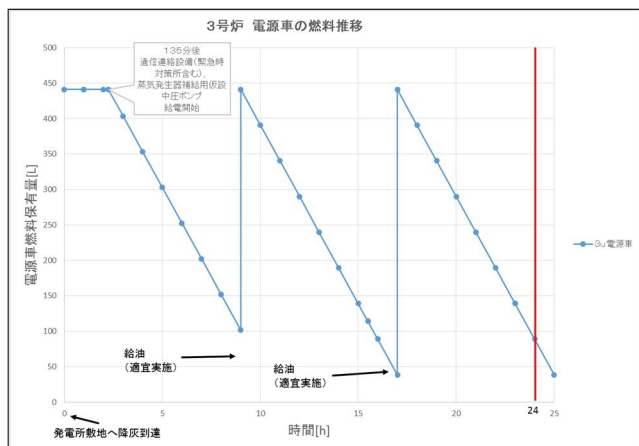
※2：34u消火水バックアップポンプ起動時間

※3：34u消火水バックアップポンプ停止時間

※4：令和2年6月3日付け 原規規発第2006033号



層厚見直し後



既認可 (層厚見直し前)

図 3.4.1 電源車の燃料推移

(3) 燃料保有量の評価

降灰到達後 24 時間までの電源車による給電に必要な燃料消費量を踏まえ、燃料保有量を評価した結果、表 3.4.3 のとおり、必要な燃料が確保されていることを確認した。

表 3.4.3 燃料保有量の評価結果

電源設備	燃料保有量			燃料消費量	燃料補給方法
	燃料タンク容量 [公称値]	軽油ドラム缶容量 [公称値]	燃料容量 (燃料補給源との合算)	降灰到達後 24 時間 運転継続に必要な燃料消費量	
電源車 (3号炉用)	441 l [490 l]	768 l [800 l]	1,209 l (441 l + 768 l)	1,027 l (既認可1,095 l)	軽油ドラム缶 4 缶 (容量: 768 l) から燃料補給
電源車 (4号炉用)	441 l [490 l]	576 l [600 l]	1,017 l (441 l + 576 l)	930 l (既認可: 987 l)	軽油ドラム缶 3 缶 (容量: 576 l) から燃料補給

3. 5 燃料補給時の残油を考慮した燃料保有量の評価

軽油ドラム缶から電源車への燃料補給では、軽油ドラム缶を傾けて電動ポンプで底面付近の残油もほぼすべて吸込むことができるため、残油を考慮した場合でも上記の3. 4項の燃料保有量の評価に変更はない。

(参考) 電源車及び軽油ドラム缶燃料の健全性について

電源車は1回/月の無負荷試運転と1回/年の負荷試運転を実施しており、これらの試運転により消費する燃料を、都度補給している。

2020年度の燃料補給実績（大飯3，4号機の例）を表3.5.1に示すが、電源車に対して約2年で燃料の総入替えを実施していることとなる。また、軽油ドラム缶については、1～2年に1回燃料の総入替えを実施しており、これまでの無負荷試運転及び負荷試運転時に燃料の劣化に起因する不具合が発生していないことを確認している。

表3.5.1 電源車の燃料タンク容量と2020年度燃料補給量

設備名称	識別番号	燃料タンク容量※1 (L)	2020年度燃料補給量※2 (L/年)
電源車	3A(3B), 4A(4B)	441以上 (490)	約240
軽油ドラム缶	-	192以上 (200)	約200

※1：要目表に記載の値、（ ）内は公称値

※2：燃料補給量の平均値

5. 海水ポンプおよび海水ストレーナに対する気中降下火砕物濃度の影響について

既認可保安規定（平成 30 年 12 月 17 日付け、原規規発第 1812177 号）の補足説明資料からの層厚変更に伴う変更箇所を下線で示す。

1. 概要

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物の影響として、新規制基準適合性審査時において荷重、閉塞、腐食、磨耗による影響評価を実施しているが、DNP 噴出規模見直しを踏まえた気中降下火砕物濃度を考慮した影響評価を実施する。

2. 気中降下火砕物濃度に対して評価が必要な影響因子

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物による影響因子（荷重、閉塞、腐食、磨耗）について、新規制基準適合性審査時の評価結果を踏まえ、気中降下火砕物濃度を考慮した評価を行う。

(1) 海水ポンプ

① 荷重

【DNP 設工認における評価】

設置許可において設定した層厚「25cm」に積雪および風を考慮して荷重評価を行い、問題ないことを評価している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の層厚「25cm」は変わらないことから、荷重に対する評価に影響はない。

② 閉塞

【新規制基準適合性審査時における評価】

設置許可において設定した降下火砕物の粒径「1mm 以下」に対し、流水部、軸受の間隙（異物逃がし溝）が降下火砕物の粒径より大きいこと、および電動機が全閉型であることから、閉塞するおそれはないと評価している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の粒径「1mm 以下」は変わらないことから、閉塞に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により閉塞に対する評価に影響はない。

- ・降下火砕物は、粒径分布に関わらず、海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。
- ・海水中の降下火砕物の性質（沈むものの割合、沈降速度等）は粒径により変化するものと考えられるが、想定する層厚「25cm」に対して海水ポンプ室底面は十分な深さ（5.1m）があり、仮に降下火砕物が海水中に均一に分散したとしても、濃度は8wt%程度である。（表－1参照）
- ・層厚増加に伴い濃度が4wt%程度から8wt%程度に増加するが、図－1で示す火山灰の容積濃度とせん断抵抗の関係図では、火山灰濃度が8wt%程度の領域で、せん断応力の著しい増加はないことから、火山灰層厚の増加に伴う海水の著しい粘性増加は起こらない。したがって、火山灰層厚の増加が海水ポンプの運転に影響を及ぼすことはない。
- ・海水ポンプ室へ入る降下火砕物は、海水ポンプ室内へ直接降るものと海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水とともに取水口から海水ポンプ室へ流入するものが想定されるが、海水ポンプ室の形状および貯水堰により、海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水ポンプ室内へ多量流入する可能性は低い。（海水ポンプ室の形状を図－2に示す。）
- ・海水ポンプ吸い込み口は海水ポンプ室底面より1m以上高いレベルにある。したがって、降下火砕物が海水ポンプ室底面に堆積しても海水ポンプの取水に影響を及ぼすことはない。

表－1 層厚と海水中の濃度

プラント	見直し後の層厚	海水ポンプ底面の深さ	濃度	【参考】層厚見直し前の濃度
大飯3, 4号炉	25cm	5.1m	8wt%	4wt%

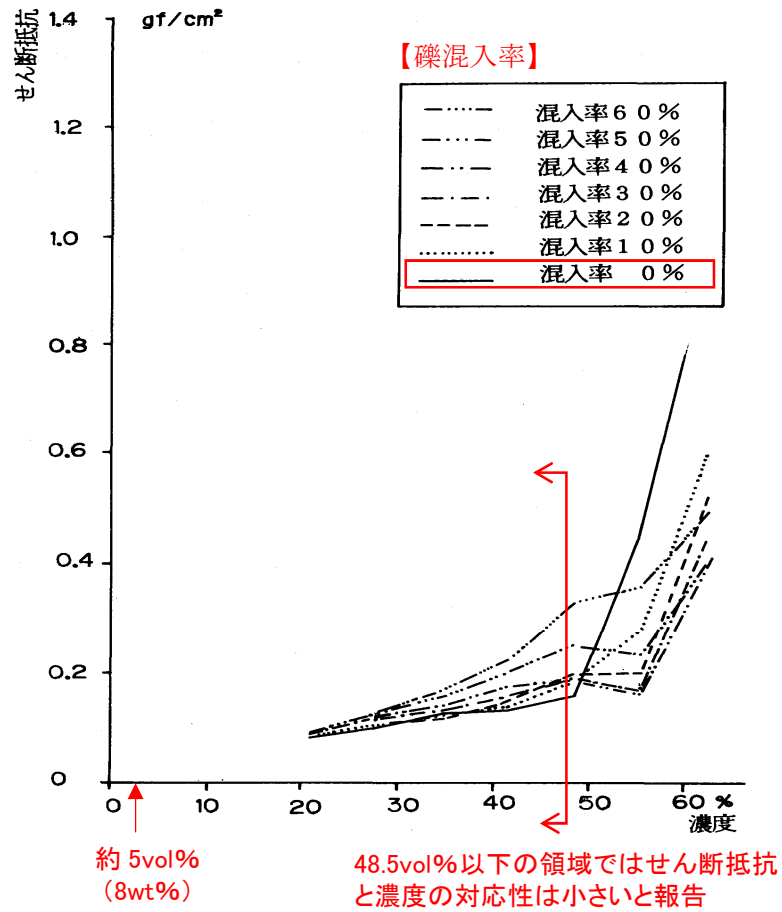


図-1 Taniguchi (1994)※における礫混入火山灰泥流の濃度とせん断抵抗の関係
 ※谷口 義信 (1994) : 桜島火山灰泥流のレオロジー特性、新砂防、Vol. 47 (195)、P28-P35

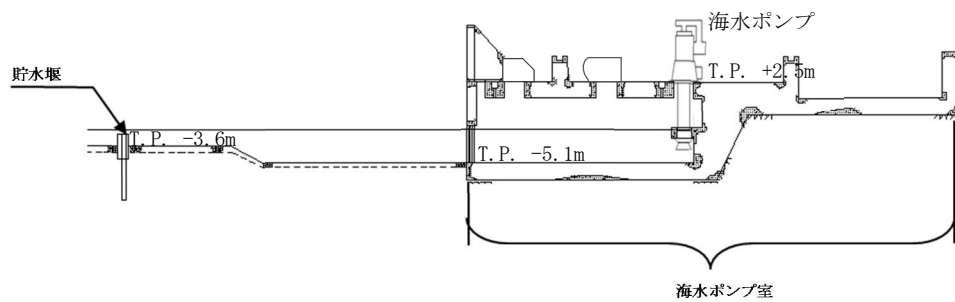


図-2 海水ポンプ室の形状

③ 腐食

【新規制基準適合性審査時における評価】

海水ポンプは防汚塗装を施しており、海水と金属が接することはない。海水ポンプモータは、全閉構造であることから、火山灰の侵入による影響はない。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、腐食に対する評価に影響はない。

④ 磨耗

【新規制基準適合性審査時における評価】

海水ポンプモータが全閉構造であることから、磨耗への影響はないことを確認している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、磨耗に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により磨耗に対する評価に影響はない。

- ・海水ポンプは通常運転時においても磨耗を引き起こす要因となりうる砂を含む海水を通水しながら運転しており、特に台風等の強風時は海底の砂を多量に含んだ海水を通水しているが、海水ポンプの磨耗によるトラブルは発生していない。
- ・降下火砕物は海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。したがって、短期(24時間)でポンプの運転に支障をきたすような磨耗が発生することは考えにくい。

(2) 海水ストレーナ

① 閉塞

【新規制基準適合性審査時における評価】

設置許可において設定した降下火砕物の粒径「1mm以下」に対し、海水ストレーナメッシュが大きいことから、閉塞するおそれはないと評価している。また、下流設備であるディーゼル機関の冷却器、空調用冷凍機、原子炉補機冷却水冷却器においても閉塞することはないと評価している。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

想定する降下火砕物の粒径「1mm以下」は変わらないことから、閉塞に対する評価に影響はない。

なお、気中降下火砕物濃度を考慮すると、短期間で降下火砕物が海面に降ることにより、海水中の降下火砕物濃度が上昇する可能性が懸念されるが、以下の理由により閉塞に対する評価に影響はない。

- ・降下火砕物は、粒径分布に関わらず、海水との密度差により海水面に浮くか又は短時間で海底に沈むため、海水中の降下火砕物濃度が極めて高くなることは考えにくい。
- ・海水中の降下火砕物の性質（沈むものの割合、沈降速度等）は粒径により変化するものと考えられるが、想定する層厚「25cm」に対して海水ポンプ室底面は十分な深さ（5.1m）があり、仮に降下火砕物が海水中に均一に分散したとしても、濃度は8wt%程度である。（表－1 参照）
- ・層厚増加に伴い濃度が 4wt%程度から 8wt%程度に増加するが、図－1 で示す火山灰の容積濃度とせん断抵抗の関係図では、火山灰濃度が 8wt%程度の領域で、せん断応力の著しい増加はないことから、火山灰層厚の増加に伴う海水の著しい粘性増加は起こらない。したがって、火山灰層厚の増加が海水ポンプの運転に影響を及ぼすことはない。
- ・海水ポンプ室へ入る降下火砕物は、海水ポンプ室内へ直接降るものと海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水とともに取水口から海水ポンプ室へ流入するものが想定されるが、海水ポンプ室の形状および貯水堰により、海水ポンプ室外の海面へ降った降下火砕物が海水ポンプ室内へ多量流入する可能性は低い。（海水ポンプ室の形状を図－2 に示す。）

② 腐食

【新規制基準適合性審査時における評価】

海水ストレーナは外装塗装が施されていることから、直ちに腐食により機能を喪失することはない。

【気中降下火砕物濃度を考慮した評価】

気中降下火砕物濃度を考慮しても、腐食に対する評価に影響はない。

3. まとめ

海水ポンプおよび海水ストレーナに対する降下火砕物の影響は、荷重、閉塞、腐食、磨耗が想定されるが、各影響因子に対して気中降下火砕物濃度を考慮した影響評価を実施した結果、健全性に問題がないことを確認した。

以 上

6. 火山対応の運用等に対する設工認上の扱いについて

1. 概要

本資料は、想定される自然現象（火山）に対する手順上、必要な運用や施設について従来の既許認可からの整理を行うものである。

2. 除灰関係の整理

DNP設置許可で確認した除灰関係の確認事項は表1のとおりである。一部の施設については、除灰の成立性もしくは灰置場の確保に対して定量的な確認は行っていないが、定性的に手順の成立性は可能と判断している。

表1. DNP設置許可における除灰手順の整理

施設名	除灰に要する時間	灰置場の容量	主な資機材※1	確認結果
DB施設	建屋に対する除灰時間を確認。 ⇒建屋以外の施設は火山灰が堆積する面積が小さいため除灰は可能。	建屋及び屋外タンクに堆積する灰に対して確認。 ⇒上記以外の施設は火山灰が堆積する量が少ないため灰置場までの運搬を考えていない。	スコップ スノーダンプ マスク ゴーグル ヘッドライト	運用及び資機材の変更なし。
SA施設	建屋に対する除灰時間を確認。 ⇒建屋以外の施設は火山灰が堆積する面積が小さいため除灰は可能。	建屋に堆積する灰に対して確認。 ⇒上記以外の施設は火山灰が堆積する量が少ないため灰置場までの運搬を考えていない。	スコップ スノーダンプ マスク ゴーグル ヘッドライト	運用及び資機材の変更なし。
燃料油輸送ルート (アクセスルート)	ディーゼル発電機の燃料補給で使用するアクセスルートに対する除灰時間を確認。 ⇒火山事象とSA事象は重畳しないが、大飯固有として降下火砕物による間接的影響によるDG7日間運転時に必要な燃料補給への影響を確認。	確認不要。 ⇒道路脇に除けるため、確認不要。	ブルドーザー マスク ゴーグル ヘッドライト	運用及び資機材の変更なし。

※1 社内マニュアルに使用する資機材を整理している。

2. 1. 除灰に要する時間及び灰置場の確保 (DB、SA)

DB、SA施設に係る除灰に要する時間及び灰置場の確保については、DNP設置許可で確認をしている。DNP設置許可で実施した除灰に要する時間及び灰置場の確保の確認結果を別紙1に示す。

2. 2. 燃料油輸送ルートの除灰に要する時間 (アクセスルート)

燃料油輸送ルートの除灰に要する時間については、DNP設置許可で確認をしている。DNP設置許可で実施した除灰に要する時間の確認結果を別紙2に示す。

2. 3. 屋外のSA設備の除灰及びアクセスルートの確保

屋外のSA設備の除灰及びアクセスルートの確保については、新規制基準工認から基本設計方針に「降灰時の除灰運用を保安規定に定める」旨を記載し、保安規定には、「降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。」と記載している。また、社内マニュアルにおいても除灰運用を定めており、屋外のSA設備については、降灰の状況を踏まえて設備に悪影響を及ぼさないよう除灰を実施し、アクセスルートの確保については、状況確認を行うとともに速やかに除灰を実施することとしている。なお、火山事象が重大事故等の起因とならないこと、並びに重大事故当時に火山事象が発生していることは考えにくく、設備を使用しない保管時を考慮するため、重大事故等と火山事象の重畳を考慮する必要はない。(別紙3参照)

したがって、屋外のSA設備の除灰及びアクセスルートの確保に関する設工認上の扱いとしては、除灰運用を保安規定に定めることとしている。

大飯3, 4号機における基本設計方針の当該箇所を別紙4に、保安規定の当該箇所を別紙5に、社内マニュアルの当該箇所を別紙6に示す。

【大飯発電所 3, 4 号炉 新知見への適合状況説明資料 (DNP に対する防護) 2021 年 3 月 18 日提出】

(抜粋)

：DNP 設置許可で提出した資料に補足説明を追加した箇所

補足資料－ 6

6. 火山灰の除灰に要する時間について

火山灰の除灰に要する概算時間について、土木工事の人力作業^{*}を参考に試算した結果を以下に示す。

表 除灰に要する概算時間

項 目		評価諸元
① 堆積面積 (m ²)	原子炉格納容器 (3 号炉)	約 1,700m ²
	原子炉格納容器 (4 号炉)	約 1,700m ²
	原子炉周辺建屋 (3 号炉)	約 5,500m ²
	原子炉周辺建屋 (4 号炉)	約 5,500m ²
	制御建屋	約 3,000m ²
	廃棄物処理建屋	約 3,000m ²
	合計	約 20,400m ²
② 堆積厚さ (m)		0.25m
③ 堆積量 = ① × ② (m ³)		約 5,100m ³
④ 1 m ³ 当たりの作業人工 [*] (人日 / m ³)		0.39 人日 / m ³

1. 作業量 (上記のとおり)

$$0.39 \text{ 人日} / \text{m}^3 \times 5,100 \text{ m}^3 = \text{約 } 1,989 \text{ 人日 (※)}$$

2. 作業日数 (試算例)

(1) 作業人数：84 人 (6 人 / 組 × 14 組)

【内訳】原子炉格納容器 (各 1 組)、原子炉周辺建屋 (各 4 組)、制御建屋 (2 組)、
廃棄物処理建屋 (2 組) [計 14 組]

(2) 所要日数：約 24 日

(※) 「国土交通省土木工事積算基準 (H 2 4)」における人力掘削での人工を保守的に採用

以 上

7. 灰置場について

灰置場として、積み上げた火山灰が崩れるなど、発電所の重要安全施設やS A時に必要となるアクセスルートに影響を及ぼすことがないように、それらから離れ、かつ、低い場所にある定検用地のエリアを選定しており、除去した火山灰が灰置場に現実的に集積可能かどうか概略試算を行った。

図に示す範囲に仮に高さ約 1.4m で集積した場合でも、その容量は約 7,000m³となる。ここで、層厚 25 cm の火山灰を想定した場合、表のとおり火山灰の除去が必要となる施設の屋根部に堆積する火山灰の量は約 5,100m³であり、灰置場としてスペースが確保できるものと考えられる。

表 火山灰の除去が必要な施設の屋根部に堆積する火山灰の量

項目	建屋
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器（3号炉） ・原子炉格納容器（4号炉） ・原子炉周辺建屋（3号炉） ・原子炉周辺建屋（4号炉） ・制御建屋 ・廃棄物処理建屋
面積合計	約 20,400m ²
降灰量（層厚 25cm）	約 5,100m ³

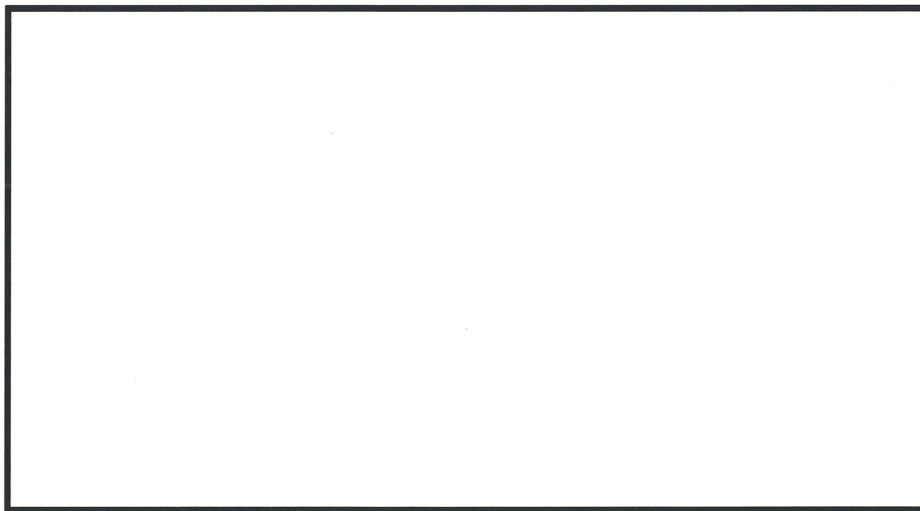


図 大飯発電所の平面図

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

以 上

灰置場に火山灰を一時保管しても周辺施設に影響がないことを確認している。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

3. 火山灰の除灰に要する時間について

火山灰の除灰に要する概算時間について、土木工事の人力作業*を参考に試算した結果を以下に示す。

表 除灰に要する概算時間

項 目		評価諸元
①堆積面積 (m ²)	緊急時対策所建屋	約 500m ²
	特重施設の建屋	
	合計	
②堆積厚さ (m)		0.25m
③堆積量=①×② (m ³)		
④ 1 m ³ 当たりの作業人工* (人日/m ³)		0.39 人日/m ³

1. 作業量 (上記のとおり)

0.39 人日/m³ ×

2. 作業日数 (試算例)

(1) 作業人数:

【内訳】、緊急時対策所建屋 (1 組)、特重施設の建屋

(2) 所要日数: 約 15 日

(※) 「国土交通省土木工事積算基準 (H24)」における人力掘削での人工を保守的に採用

以 上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

4. 灰置場の場所及び容量について

灰置場として、積み上げた火山灰が崩れるなど、発電所の重要安全施設やSA時に必要となるアクセスルートに影響を及ぼすことがないように、それらから離れ、かつ、低い場所にある定検用地のエリアを選定しており、除去した火山灰が灰置場に現実的に集積可能かどうか概略試算を行った。

図に示す範囲に仮に高さ約1.4mで集積した場合でも、その容量は約7,000m³となる。ここで、層厚25cmの火山灰を想定した場合、表のとおり火山灰の除去が必要となる施設の屋根部に堆積する火山灰の量は [] であり、火山灰の除去が必要となる設計基準対象施設の屋根部に堆積する火山灰の量約5,100m³と合わせても [] であることから、灰置場として容量があると考えられる。

表 火山灰の除去が必要な施設の屋根部に堆積する火山灰の量

項目	建屋
対象施設	・緊急時対策所建屋 ・特重施設の建屋
面積合計	[]
降灰量(層厚25cm)	[]

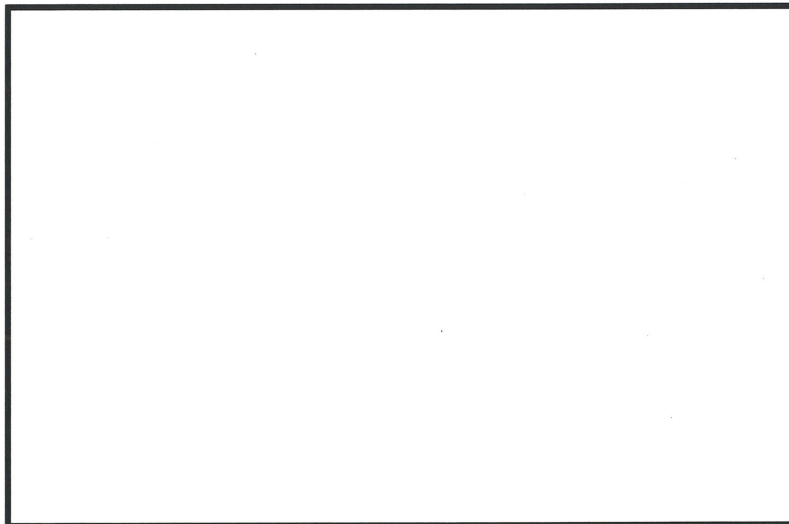


図 大飯発電所の平面図

以上

[] 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

- 121 -

灰置場に火山灰を一時保管しても周辺施設に影響がないことを確認している。

[] 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【大飯発電所 3, 4号炉 新知見への適合状況説明資料 (DNP に対する防護) 2021 年 3 月 18 日提出】
(抜粋)

補足資料-9

9. アクセスルートの復旧への影響について

火山灰の降灰により外部電源喪失が考えられることから、火山影響評価として、降灰時におけるタンクローリーによる燃料輸送機能に影響が生じないことを確認するため、アクセスルートの復旧に要する概算時間について評価する。

ここでは保守的に降灰と積雪時におけるアクセスルートへの火山灰等の堆積状況を想定し、要員 1 名にてブルドーザーを操作するとし、ディーゼル発電機の燃料油輸送ルートの復旧時間が、燃料油の移送が必要となるディーゼル発電機の起動後 3 日 (保安電源において評価) に対し、復旧時間が概算 291 分 (5 時間程度) であり、3 日以内に十分な余裕を確保して実施できることを確認した。

1. ブルドーザ仕様 (50 t)

- ・一回の押し出し可能量 23.3 t
- ・ブレードの全幅 4.300 m
- ・走行速度 前進: 1 速 60m/min
後進: 1 速 78m/min

2. 降灰及び降雪への対応について

(1) 降灰については、降灰予報の情報を受けた際に要員を確保する。降灰が確認された場合はアクセスルートの除灰を行うことにより対処が可能である。積雪については、通常時から、気象予報、積雪状況に応じて構内道路の除雪作業を行うこととしており、SA 対策時においても車両等の積雪時の走行性能を勘案した上で、必要に応じて除雪作業を行うことにより対処が可能である。

(2) 降灰及び降雪除去速度の算出

1) 降灰条件

- ・厚さ: 0.25m
- ・単位堆積重量: 1.5t/m³ (湿潤状態)

2) 降雪条件

- ・厚さ: 1m (福井県建築基準法施行細則)
- ・単位堆積重量: 0.3t/m³ (福井県建築基準法施行細則)

(3) 除去方法

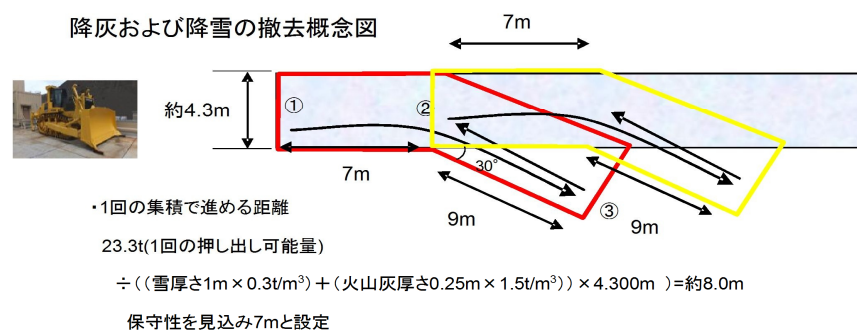
- ・アクセスルート上に降り積もった火山灰及び雪を、ブルドーザで道路脇へ押し出し除去する。
- ・一回の押し出し可能量を23.3tとし、23.3tの火山灰及び雪を集積し、道路脇へ押し出す作業を1サイクルとして繰り返す。
- ・一回の集積で進める距離X
 $= 23.3t \div ((\text{雪厚さ}1\text{m} \times 0.3\text{t/m}^3 + \text{火山灰厚さ}0.25\text{m} \times 1.5\text{t/m}^3) \times 4.300\text{m})$
 $= 8.02\text{m} \approx 8.0\text{m}$
- ・1サイクル当りの作業時間は、1速の走行速度(60 m/min)で作業を実施すると仮定する。

A : 押し出し (①→②→③) : $(7\text{m} + 9\text{m}) \div 60\text{m/min} = 0.267\text{min} \approx 0.27\text{min}$

B : ギア切り替え : 0.1min

C : 後進 (③→②) : $9\text{m} \div 78\text{m/min} = 0.115\text{min} \approx 0.12\text{min}$

1サイクル当りの作業時間 (A + B + C + B) = $0.27\text{min} + 0.1\text{min} + 0.12\text{min} + 0.1\text{min}$
 $= 0.59\text{min}$



(4) 降灰及び降雪除去速度

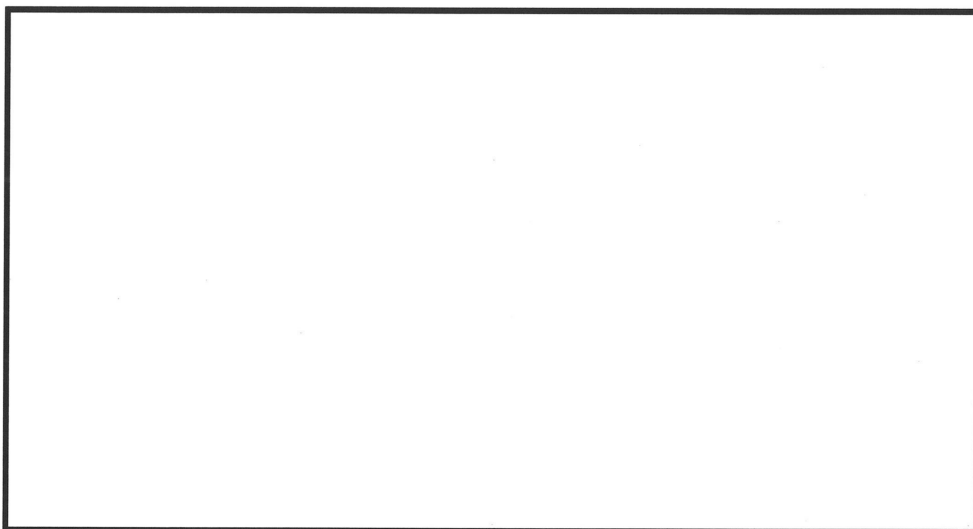
1サイクル当りの除去延長 ÷ 1サイクル当りの除去時間
 $= 7\text{m} \div 0.59\text{min} = 0.711\text{km/h} \approx 0.7\text{km/h}$

3. 復旧時間について

下図のアクセスルートについて上記の速度を用いて復旧することを想定する。ブルドーザは配置場所よりスタートし、0.7km/hにて復旧を開始する。なお、一度復旧が終わったルートについては2km/hで移動可能とする。

想定時間については下表のとおりとなり、約5時間程度で復旧が可能である。

ルート番号	総距離(m)	0.7km/hにて復旧する距離(m)	2km/hにて復旧する距離(m)	時間(分)	合計時間(分)
①→②	665	665	0	57	57
②→③	379	297	82	28	85
③→④	695	553	142	51	136
④→⑤	684	404	280	44	180
⑤→⑥	449	366	83	34	214
⑥→①	1051	812	239	77	291



枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

以上

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

【大飯3号機 原規規発第 1708254 号 平成 29 年 8 月 25 日認可 (資料 2-4-3)】

添付 2-4-3-3～添 2-4-3-4

3.1 降下火砕物の影響を考慮する施設と影響因子との関連

設計に考慮すべき直接的影響因子については、降下火砕物の特徴から以下のものが考えられる。

降下火砕物はマグマ噴出時に粉砕、急冷したガラス片、鉱物結晶片からなる粒子であり、堆積による構造物への荷重、並びに施設への取り込みによる閉塞及び磨耗が考えられる。また、降下火砕物には亜硫酸ガス、硫化水素及びフッ化水素等の火山ガス成分が付着しているため、施設への接触による腐食、並びに施設への取り込みによる大気汚染が考えられる。さらに、降下火砕物は水に濡れると酸性を呈し導電性を生じるため、絶縁低下が考えられる。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3(発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類)に属する施設(以下「クラス3に属する施設」という。)のうち、屋外に設置している施設、防護対象施設を内包し降下火砕物からその施設を防護する建屋について、降下火砕物が堆積しやすい構造を有する場合には荷重による影響を受ける可能性があるため、構造物への荷重を影響因子として設定する。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、降下火砕物を含む海水の流路となる水循環系の施設への閉塞による影響を受ける可能性があるため、水循環系の閉塞を影響因子として設定する。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他施設のうち、降下火砕物を含む空気の流れとなる換気系、電気系及び計装制御系の施設への閉塞による影響を受ける可能性があるため、換気系、電気系及び計装制御系における閉塞を影響因子として設定する。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、降下火砕物を含む海水の流れとなる水循環系の施設、並びに空気を取り込みかつ摺動部を有する換気系の施設への磨耗による影響を受ける可能性があるため、水循環系、換気系、電気系及び計装制御系における磨耗を影響因子として設定する。

防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に設置している施設、降下火砕物を含む海水の流れとなる水循環系の施設、並びに降下火砕物を含む空気の流れとなる換気系、電気系及び計装制御系の施設や、防護対象施設を内包する施設について、腐食により防護対象施設の安全機能に有意な影響が発生する場合には、腐食による影響を受ける可能性があるため、構造物、水循環系、換気系、電気系及び計装制御系における腐食を影響因子として設定する。

中央制御室への大気汚染による影響を受ける可能性があるため、発電所周辺の大気汚染を影響因子として設定する。

防護対象施設のうち、空気を取り込む機構を有する計装盤への絶縁低下による影響を受ける可能性があるため、絶縁低下を影響因子として設定する。

設定した各影響因子と降下火砕物の直接的影響を考慮する施設との組合せについて整理し、降下火砕物の影響を考慮する各施設の特性を踏まえて、降下火砕物による直接的な影響に対する必要な設計項目を選定した結果を第3-1表に示す。

また、屋外に設置している重大事故等対処設備については、火山事象が重大事故等の起因とならないこと、並びに重大事故等時に火山事象が発生していることは考えにくいと、設備を使用していない保管時を考慮することとする。このため、閉塞、磨耗、大気汚染及び絶縁低下については、降下火砕物の影響を受けず、影響を受ける可能性がある荷重、腐食については、降下火砕物を除去することを保安規定に定めることにより、降下火砕物による影響を受けない設計とする。

【大飯 3 号機 原規規発第 1708254 号 平成 29 年 8 月 25 日認可（基本設計方針）】（抜粋）

変更前	変更後
<p>原子炉格納容器内の安全施設は、設計基準事故等時に想定される</p>	<p>対処設備を内包する原子炉周辺建屋及び制御建屋並びに海水ポンプ室から 100m 以上の離隔距離を確保した保管場所を定めて保管する設計とする。</p> <p>運用として、竜巻が襲来して、個々の設備が損傷した場合は、原子炉の停止を含めた対応を速やかに行うこととし、この運用について、保安規定に定める。</p> <p>悪影響防止のための固縛については、位置的分散とあいまって、浮き上がり又は横滑りによって設計基準事故対処設備（防護対象施設）や同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に衝突し、損傷させることのない設計とするとともに、重大事故等発生時の初動対応時間を確保するために、固縛装置の数を可能な限り少なくする設計とする。固縛装置の設計は、風荷重による浮き上がり及び横滑りの荷重並びに保管場所を踏まえて固縛の要否を決定し、固縛が必要な場合は、発生する風荷重に耐える設計とする。</p> <p>なお、固縛が必要とされた重大事故等対処設備のうち車両型の設備については、耐震設計に影響を与えないよう、固縛装置に余長を持たせた設計とする。</p> <p>積雪及び火山の影響については、必要により除雪及び除灰等の措置を講じる。この運用について、保安規定に定める。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時に、万が一、使用中に機能を喪失した場合であっても、可搬型重大事故等対処設備によるバックアップが可能となるように位置的分散を考慮して可搬型重大事故等対処設備を複数保管する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器内の安全施設及び重大事故等対処設備は、設計基</p>

【大飯発電所原子炉施設保安規定 2021年6月4日改正】(抜粋)

当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンプの閉止、換気空調設備の停止、中央制御室および安全補機開閉器室の閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。

b. 降下火砕物および積雪の除去作業

- (a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタおよびディーゼル発電機消音器のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナ洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。
- (b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。

また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。

c. 地滑り防護対策の堰堤の健全性確保

土木建築課長は、地滑りが確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、堰堤の堆積制限位以下になるよう土砂撤去作業を実施する。

d. 地滑り発生後の撤去作業が困難と判断された場合の対応

土木建築課長は、地滑り発生後の土砂撤去作業において、7日以内に堆積制限位以下にできないと判断した場合は当直課長に連絡する。連絡を受けた当直課長は、地滑りが確認された後、7日以内に原子炉を停止(モード5まで)する。

e. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策

火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機へのフィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。

(a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付

各課(室)長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。

ア. 手順着手の判断基準

気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)によりおおい町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合または降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合

(b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃

各課(室)長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。

ア. 手順着手の判断基準

火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合

f. タービン動補助給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策

イ 屋外アクセスルートの確保

安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。

- (7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯蔵タンクおよび重油タンク、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。
- (イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他の自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザ1台（予備1台）を保管および使用する。
- (ウ) 地震による屋外タンクからの溢水および降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する。
- (エ) 津波の影響については、津波遡上のないエリアに早期に復旧可能なアクセスルートを確認する。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去することにより対処する。
- (オ) 考慮すべき自然現象のうち落雷、凍結および森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災およびばい煙等の二次的影響）および有毒ガスに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。
- (カ) 周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。
- (キ) 基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行う。
- (ク) 耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。
- (ケ) 不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。
- (コ) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、積雪、降灰については、ブルドーザによる撤去を行う。想定を上回る積雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、積雪を考慮し、車両については、オールシーズンタイヤまたはスタッドレスタイヤを配備する。

ウ 屋内アクセスルートの確保

安全・防災室長は、屋内のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。

- (7) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あ

【大飯発電所 一般防災業務所達】(抜粋)

別表 19

火山灰降灰予報時における対応手順

事象進展	実施箇所・内容		
	発電室(※1)	安全・防災室(※1)	各課(室)(※1)
福井県を対象に降灰予報が発表され、降灰予想地域に発電所が含まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> 当直課長は、気象協会からの情報(降灰予報)を受信(中央制御室へFAX)した場合、降灰予報FAXを確認する。 当直課長は、降灰予想地域に発電所が含まれる場合は、安全・防災室課長(SA/D B)(※2)に連絡する。 	安全・防災室課長(SA/D B)は、当直課長からの連絡に基づき警戒本部を設置し、降灰情報の収集に努め、各課(室)長への周知を行うとともに以下の対応を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①対応要員の召集 ②降灰状況の監視 	
火山灰の降灰が確認された場合	<ul style="list-style-type: none"> 当直課長は、以下の措置を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> ①降灰時の点検(特別点検)を行い、状況に応じて、関係各課(室)に詳細点検等を依頼する。 ②外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転、水循環系のストレーナ洗浄の実施。 ③特高開閉所の碍子洗浄の実施。 発電室長は、当直課長から連絡を受けた点検結果について、所長および原子炉主任技術者へ報告する。 点検の結果、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、必要に応じて原子炉停止等の措置について対策本部と協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全・防災室課長(SA/D B)は、所長に報告するとともに、対策本部に移行する。 本部長は関係各課(室)長に対して対策の実施を指示する。 本部長は、換気空調設備停止に伴う屋内作業への影響を、各課(室)長に検討させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各課(室)長は、設備の詳細点検、ならびに施設の機能に影響が及ばないよう必要な補修(換気空調設備のフィルタの清掃や取替え含む)を実施する。また、ディーゼル発電機消音器のフィルタについて、点検ならびに排気温度等の確認により、状況に応じて清掃や、取替えを行う。 点検の結果により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある場合には、対策本部の指示に従い必要な対策を行う。
火山灰の堆積が確認された場合	—	本部長は、関係各課(室)への対策を指示する。 <ul style="list-style-type: none"> 安全・防災室課長(SA/D B)は、ブルドーザによる構内除灰(アクセスルート、タンクローリー輸送・退避ルート、竜巻車両避難ルート・避難場所(※3))を指示する。 	各課(室)長は、建屋、屋外設備(屋外SA設備含む)の状況確認を行うとともに、資機材等を用いて30日を目処に速やかに除灰を実施する。

		<p>また、タンクローリー上部の除灰が必要と判断した場合は、除灰を実施する。なお、撤去作業に使用するブルドーザの使用優先順位は別表29に定める。</p> <p>・屋外設備等(SA設備を含む)に関して重機以外での除灰作業が求められる場合は、対応要員の召集を行う。</p>	
		また、荷重の影響を低減するため降灰時に積雪があれば除雪も合わせて実施する。	
火山灰の降灰後における中長期の対応	<p>発電室長は、発電室業務所則に基づき、設備の日常巡回点検を行う。</p> <p>異常が確認されれば、関係各課(室)長等へ対応を依頼する。</p>	<p>関係各課(室)長は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物の除去作業については、降灰の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p>	

前兆事象を伴う事象により、設備の巡視点検が必要と判断される場合は、本部長(※2)の指示により、別表27に定める設備の巡視点検を実施し、外観点検等により異常の有無を確認する。

※1：発電室、関係各課の対応標準

発電室・・・3・4号機事故時操作所則

電気保修課、機械保修課・・・保修業務所則

土木建築課・・・土木建築業務所則

※2：通常勤務時間外は全体指揮者、休祭日は休日指揮者が代行する。

※3：各種ルート、場所については別表28に定める。

灰置き場への火山灰の運搬について

1. 火山灰運搬に用いる車両の扱い

灰置き場への火山灰の運搬は、ブルドーザ等の重機を用いて灰置き場へのルートを確認し、トラックにて火山灰を運搬する作業を繰り返すこととしているが、ブルドーザ等の重機は設備・資機材として管理しており、また、トラックについては従来から汎用品として扱っているため、今後も同様の扱いとする。

2. 火山灰影響への対応

灰置き場への火山灰の運搬は降灰終了後に実施するため、火山灰の影響は限定的であると考えているが、火山灰の乾燥状態、風や人の活動により地面に積もった火山灰が巻き上げられることで、運搬車両に対して以下の影響を及ぼす可能性がある。

これらの影響に係る対応については、火山灰の運搬作業に係る留意事項として、社内標準に定めることとする。

① 視界への影響

巻き上げられた火山灰により視界への影響が出る可能性があるが、ライトを点灯し徐行することで対応する。

② エンジンフィルタの目詰まり

巻き上げられた火山灰が運搬車両の吸気口から入りエンジンフィルタが目詰まりすることが考えられるが、適宜フィルターを交換しつつ使用することで対応する。

フィルターの交換は容易にできることを確認しており、また、交換したフィルターについてはエアダスターを用いて付着した火山灰を清掃しながら繰り返し使用する。

以 上